

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び半田市財務規則（昭和４６年半田市規則第１１号）第１５５条の規定に基づき下記のとおり公告します。

令和８年８月１８日

半田市長 久 世 孝 宏

記

１．入札物件一覧表

区画 番号	所在地番（半田市）	登記地目	売払地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	用途地域等
１	長根町二丁目５７番２	宅地	6,142.38	219,280,000	第一種中高層住居専用地域及び 第二種中高層住居専用地域
２	平地町五丁目３０番２	宅地	1,938.30	67,840,000	第一種低層住居 専用地域
	平地町五丁目３１番１	宅地			
	平地町五丁目３２番１	宅地			
	平地町五丁目３３番２	宅地			
	平地町五丁目１２６番２	用悪水路			
	平地町五丁目１６１番	雑種地			
	平地町五丁目１６２番	雑種地			

(１) 特記事項

- 土地の引渡しは、存置物を有する物件もありますが、現状有姿になります。
- 用途地域や立地状況等により、建築物の用途制限や建築に係る各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。
- 入札参加に際しては、事前に現地にて売払土地の状況を必ずご確認ください。
- 土地の取得に伴う費用として、売買代金の他に次の費用が別途必要となります。

- ・不動産取得税
- ・印紙税（売買契約書に貼付する収入印紙）
- ・登録免許税及び司法書士報酬（所有権移転登記時）

○ その他の特記事項については、添付の物件概要をご覧ください。

2. 用途等の制限

落札者は、土地売買契約締結の日から10年間、売買物件を次に定める用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業

3. 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者を除くほか、個人又は法人とし、売買代金が支払い可能で土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方は申込が可能です。

また、土地を共有することを目的として、複数の者が共有で参加することも可能です。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本市の職員
- (5) 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

ア 直近３年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）

イ 直近３年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が入札参加申込をする場合に限る。）

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

4. 物件の引き渡し及び事前説明

物件の引渡しは現状のまま行います。

現地説明会は実施いたしませんので、入札の執行に先立ち、物件概要を熟読し、現地において現況等（現地確認は１(1)の特記事項を参照してください。）を十分に確認し、関係公簿等を閲覧のうえ、入札してください。

その際には地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

5. 入札参加申込

この入札に参加するには、「入札実施要領」、「入札関係書類」（以下「入札実施要領等」という。）の入手及び事前の入札参加申込が必要となります。

(1) 入札実施要領等の配布

① 配布期間

令和８年８月１２日（水）～令和８年９月２５日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

いずれの日も午前９時００分～午後４時００分（水曜日のみ午後７時００分）とします。

② 配布場所

半田市役所 総務部 財政課（３階）

半田市東洋町二丁目１番地

(2) 入札参加申込の概要

① 受付期間

令和８年９月７日（月）～令和８年９月２５日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

いずれの日も午前9時00分～午後4時00分とします。

② 受付場所

半田市役所 総務部 財政課（3階）
半田市東洋町二丁目1番地

③ 申込方法

「④申込に必要な書類」の一式を受付期間内に半田市役所総務部財政課に持参してください。

④ 申込に必要な書類

申込に必要な書類のうち指定様式によるものは、本要領に添付しているほか、半田市のホームページからもダウンロードできます。

ア 市有土地売払一般競争入札参加申込書〔様式第1〕

イ 委任状（代理人により入札する場合に限ります。）〔様式第2〕

ウ 誓約書〔様式第3〕

エ 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

- ・共同参加者の場合は申込人全員分
- ・法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本

オ 納税証明書（直近の3年度分）

a) 個人の場合

区 分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の2	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署	1部

b) 法人の場合

区 分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の3	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の3	管轄税務署	1部

(3) 市有土地売払一般競争入札参加申込受付証等の交付

入札参加申込等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、後日、「市有土地売払一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕」、「入札書〔様式第5〕」を交付します。

(4) 入札参加申込の留意事項

- ① 入札参加申込の受付方法は(2)、②の受付場所で必要書類を提出する方法のみとします。郵送や電話、FAX、インターネットなどでの申込はできませんので、必要書類をご準備の上、受付期間内に申込してください。
- ② 代理人により入札する場合は、委任状を必ず提出してください。

6. 入札保証金

(1) 金額

入札金額の5%に相当する金額以上の金額とします。

(2) 納付方法

入札当日の受付時に、入札会場で納付していただきます。

入札保証金は現金ではなく、金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手で、支払地が愛知県内にあり、振出日から10日以内のものに限ります。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の方には、開札終了後、その場でお返しいたします。

落札者の入札保証金は、土地売買契約締結後に還付します。なお、入札保証金には利子を付しません。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由なく落札日から30日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、納付された入札保証金は半田市に帰属するため、落札者に還付しません。

7. 入札

(1) 日時

受付時間 令和8年10月9日（金）午前10時00分～

開始時間 令和8年10月9日（金）午前10時30分～

入札開始時間までに受付と入札保証金の納付を済ませていただかないと、入札に参加することができません。お早めにご来場ください。

入札開始時間になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

なお、入札書〔様式第5〕は、入札参加申込後に交付します。

(2) 場所

半田市役所 大会議室（4階）

入札開始時間は、受付等の諸事情により遅れることもありますが、指定時間までに必ずご来場ください。遅刻の場合は入札に参加できません。

(3) 入札参加に必要なもの

① 市有土地売払一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕

入札参加申込後に交付したもの

② 入札保証金

③ 入札書〔様式第5〕

④ 印鑑

申込人代表者の実印（印鑑登録された印）

共有の場合は構成者全員の実印が必要です。

なお、代理人により入札する場合は、代理人の印鑑も必要です。

⑤ 筆記用具

黒色のボールペン又は万年筆

(4) 入札の留意事項

① 入札会場には、受付で手続きを行い、入札保証金を納入した者以外は入場できません。ただし、希望者がいた場合、傍聴席を設けての入札参加者以外の方の傍聴も可能としますが、入札を妨害する行為等をした場合は、会場から退場していただきます。

② 代理人が入札する場合は、代理人の印鑑も必ず押印してください。

③ 入札者は他の入札者の代理人にはなれません。また、1人が複数の入札者を代

理することはできません。

- ④ 入札書には、入札金額及び指定事項を記入し、記名押印してください。
金額の記入には、算用数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「金」または「¥」をつけてください。
- ⑤ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 入札保証金を納付していない者の入札
- ③ 所定の入札書によらない入札
- ④ 入札者又は代理人の記名押印のない入札
- ⑤ 所定の委任状を提出していない代理人がした入札
- ⑥ 入札参加者からの委任状を提出した代理人がした入札で、入札書の記名欄に、申込入代表者名と代理人名の連記のない入札
- ⑦ 入札金額又は申込入代表者名その他主要部分が識別し難い入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑧ 入札金額を訂正した入札
- ⑨ 入札に関し不正な行為により行われた入札
- ⑩ その他、この実施要領に定める入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札及び落札者の決定

開札は入札後、直ちに行い、落札者の決定は、次の方法によるものとします。

- ① 有効な入札のうち、最低売却価格以上で、かつ最高金額の入札者を落札者とします。
- ② ①に該当する同価格の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

(7) 入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、地目、実測面積、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、半田市ホームページにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

8. 売買契約

(1) 契約の締結

- ① 契約締結は、落札後、令和8年11月9日（月）までの間に半田市が指定する契約書により行います。

なお、共有の場合、全員との契約となります。

- ※ 区画番号1長根町二丁目57番2の売買契約については、半田市議会の議決が必要であるため、令和8年11月9日（月）までの間に仮契約を締結します。

- ② 落札後に申込人以外の者との売買契約へ変更することはできません。
- ③ 申込人が共有でない場合、落札後に共有による売買契約へ変更することはできません。
- ④ 申込人が共有による場合、落札後に各共有者の持分の変更あるいは共有者を変更することはできません。
- ⑤ 契約書に貼付する印紙、その他契約に要する費用は落札者の負担とします。

(2) 危険負担

落札者は、入札物件が現状有姿の売払いであることを理解し、面積その他物件概要に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または売買代金の減額等を請求することができないこととします。

(3) 売買代金の支払方法

落札者は、次のいずれかの方法で売買代金を、半田市が発行する納入通知書等により、納付していただきます。

- ① 契約締結と同時に全額を一括で納付する方法
- ② 契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上を納付し、

残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から３０日以内に一括で納付する方法

契約保証金は、売買代金の一部に充当することとさせていただきます。
この場合、期限までに残金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は半田市に帰属するため還付しません。
なお、契約保証金には利子を付しません。

- ※ 区画番号１長根町二丁目５７番２の売買契約については、①契約締結と同時に全額を一括で納付する方法を選択することはできません。
仮契約を令和８年１１月９日（月）までに締結いただくとともに、契約保証金（売買代金の１０パーセント以上）を半田市へ納入していただきます。
半田市議会の議決（契約効力の発生）後、令和８年１２月２１日（月）までに、売買代金と契約保証金の差額を半田市へ納入していただきます。

９．所有権の移転及び土地の引渡し

- (１) 落札した本件土地の所有権移転は、売買代金を完納した時とします。
- (２) 本件土地は、現状有姿のまま引き渡すものとし、売買代金完納時に引渡しがあったものとしてします。

１０．登記手続き

所有権移転の登記手続は、落札者が関係書類を添えて半田市へ所有権移転登記の嘱託を請求し、半田市は速やかに所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとします。

なお、所轄法務局への登記手続きは、落札者が指名する代理人が行うものとし、登記完了後に登記完了証及び全部事項証明書の写しを半田市へ提出するものとします。

また、登記に関する費用は、全て落札者の負担とします。

令和８年１２月２５日（金）までに法務局への登記手続きを行っていただきます。

１１．違約金

土地売却条件に違反した場合は、売買代金の３０パーセントに相当する額を違約金として支払っていただきます。なお、売買契約書にはこの旨規定することになります。

1 2. その他

(1) 公租公課等

落札した物件の所有権移転登記に要する費用は落札者の負担とします。また、売買代金完納後の土地に対する公租公課等も落札者の負担とします。

(2) 地域貢献等

本件土地の開発に当たっては、周辺自治区との良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくようお願いします。

(3) 土地活用等

利用予定のない投機目的としての購入はご遠慮いただくとともに、半田市及び当該土地周辺地域の発展と良好な街づくりのために、周囲との調和に配慮した用途として使用することをお願いします。

(4) 入札執行の延期等

入札前に、天災その他緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、または取り消すことがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を半田市に請求することはできません。

(5) その他

入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び土地売買契約書（案）の各条項並びに入札実施要領を熟覧の上、入札に参加してください。

また、入札方法等について半田市長から指示事項があった場合は、これを遵守してください。

1 3. 問い合わせ先

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
半田市 総務部 財政課
TEL(0569)84-0619(ダイヤルイン)

物 件 概 要

区画番号	1		最低売却価格	219,280,000円
所在地	半田市長根町二丁目57番2			
地 積	登記簿	6,142.38㎡	実測	6,142.38㎡
地 目	登記簿	宅地	現況	宅地
			土地の状況	更地

法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居専用地域		
		指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%
		防火指定	法22条区域	高度指定	—
	その他制限	半田市ふるさと景観計画（くらし風景地域）、居住誘導区域			

接面道路の状況	南側市道（幅員23.9m）、西側市道（幅員6.4m） 東側市道（幅員5.9m）、北側市道（幅員6.0m）			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	—

供給処理施設		配管等の状況	照 会 先	
	電 気	有	中部電力ミライズ(株) (0120)921-691	
	上水道	有	半田市上下水道経営課 (0569)84-0681	
	下水道	有	半田市上下水道経営課 (0569)84-0675	
	ガ ス	有	東邦ガス(株) (0570)783-987	

特記事項	・ 侵入防止柵が設置してあります。 ・ 敷地内に残置杭（369本）があります。 ・ 敷地内に電柱（4本）、止水弁（1か所）、汚水ます（2か所）が残置されています。 ・ 土地の引渡しは、残置物がありますが現状有姿になります。 ・ 地役権設定（地上高圧電線）があります。 ・ 上水道について引込み管50mm及びメーターの権利50mm（1か所）があります。
------	--

物 件 概 要

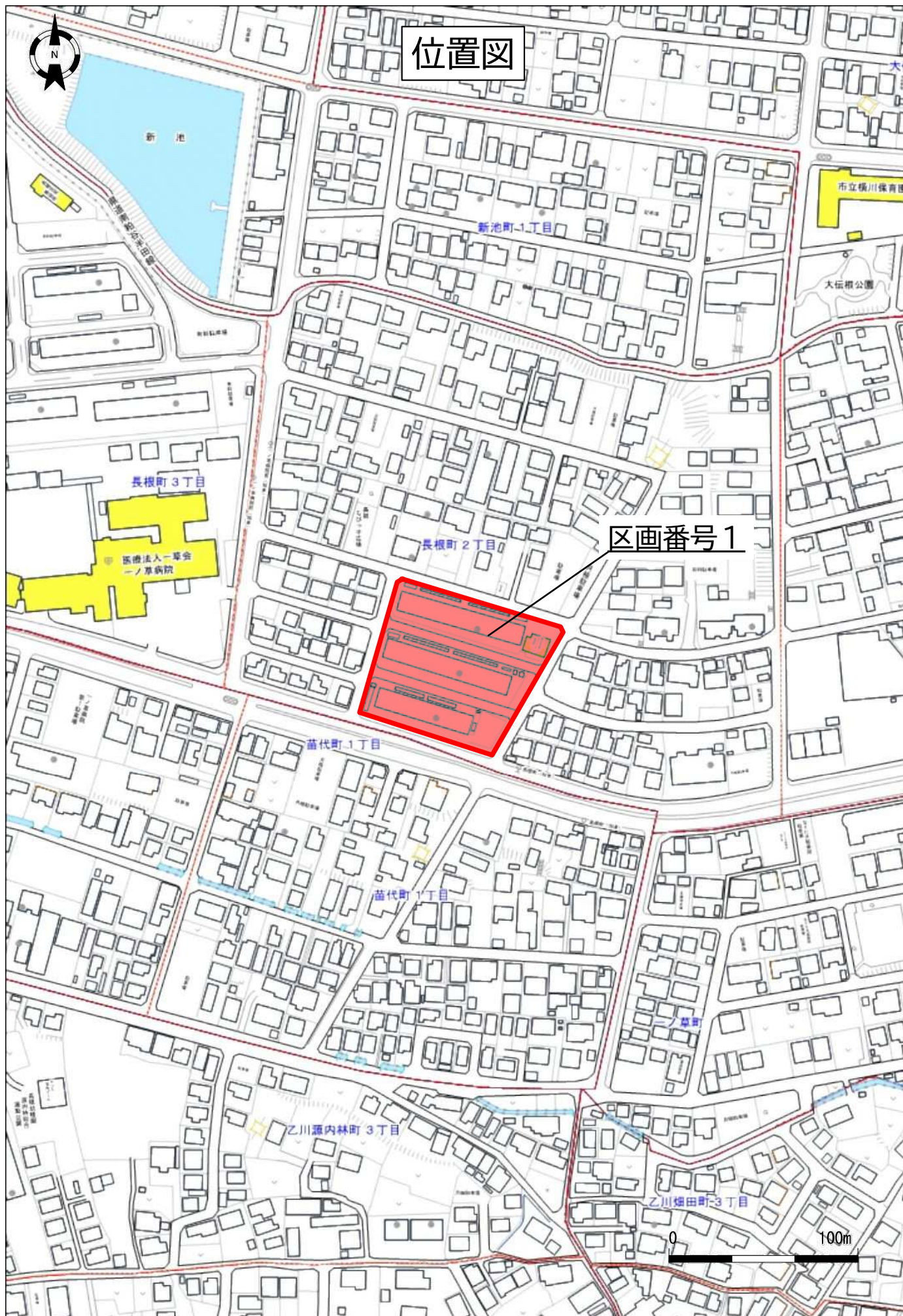
区画番号	2			最低売却価格	67,840,000円	
所在地	半田市平地町五丁目30番2, 31番1, 32番1, 33番2, 126番2, 161番, 162番					
地 積	登記簿	1,937.54㎡		実測	1,938.30㎡	
地 目	登記簿	宅地 用悪水路 雑種地	現況	宅地 用悪水路 雑種地	土地の状況	更地

法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		指定建ぺい率	60%	指定容積率	100%
		防火指定	法22条区域	高度指定	—
	その他制限	半田市ふるさと景観計画（くらし風景地域）、居住誘導区域			

接面道路の状況	東側市道（幅員4.0～6.3m） 北側市道（幅員2.5～3.3m）			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	—

供給処理施設		配管等の状況	照 会 先	
	電 気	有	中部電力ミライズ(株) (0120)921-691	
	上水道	有	半田市上下水道経営課 (0569)84-0681	
	下水道	有	半田市上下水道経営課 (0569)84-0675	
	ガ ス	有	東邦ガス(株) (0570)783-987	

特記事項	・ 侵入防止柵が設置してあります。 ・ 敷地内に残地杭（57本）があります。 ・ 敷地南側にL型擁壁（土中埋設・高さ約1.2m）が残置されています。 ・ 敷地西側に間知ブロック擁壁（高さ約1.5m）が残置されています。 ・ 土地の引渡しは、残置物がありますが現状有姿になります。 ・ 水路が介在するため、一体利用する場合は占用使用許可申請が必要です。 ・ 上水道について引込み管 30mm及びメーターの権利 30mm（1か所）があります。
------	---





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地
番
区
域
見
出

長根町2丁目

請 求 分	所 在	半田市長根町二丁目				地 番	57番2			
出 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月24日
名古屋法務局半田支局
登記官

請求番号：35-1
(1/1)

種岡美和



公用

地役権図面

この図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和8年7月27日 名古屋法務局半田支局

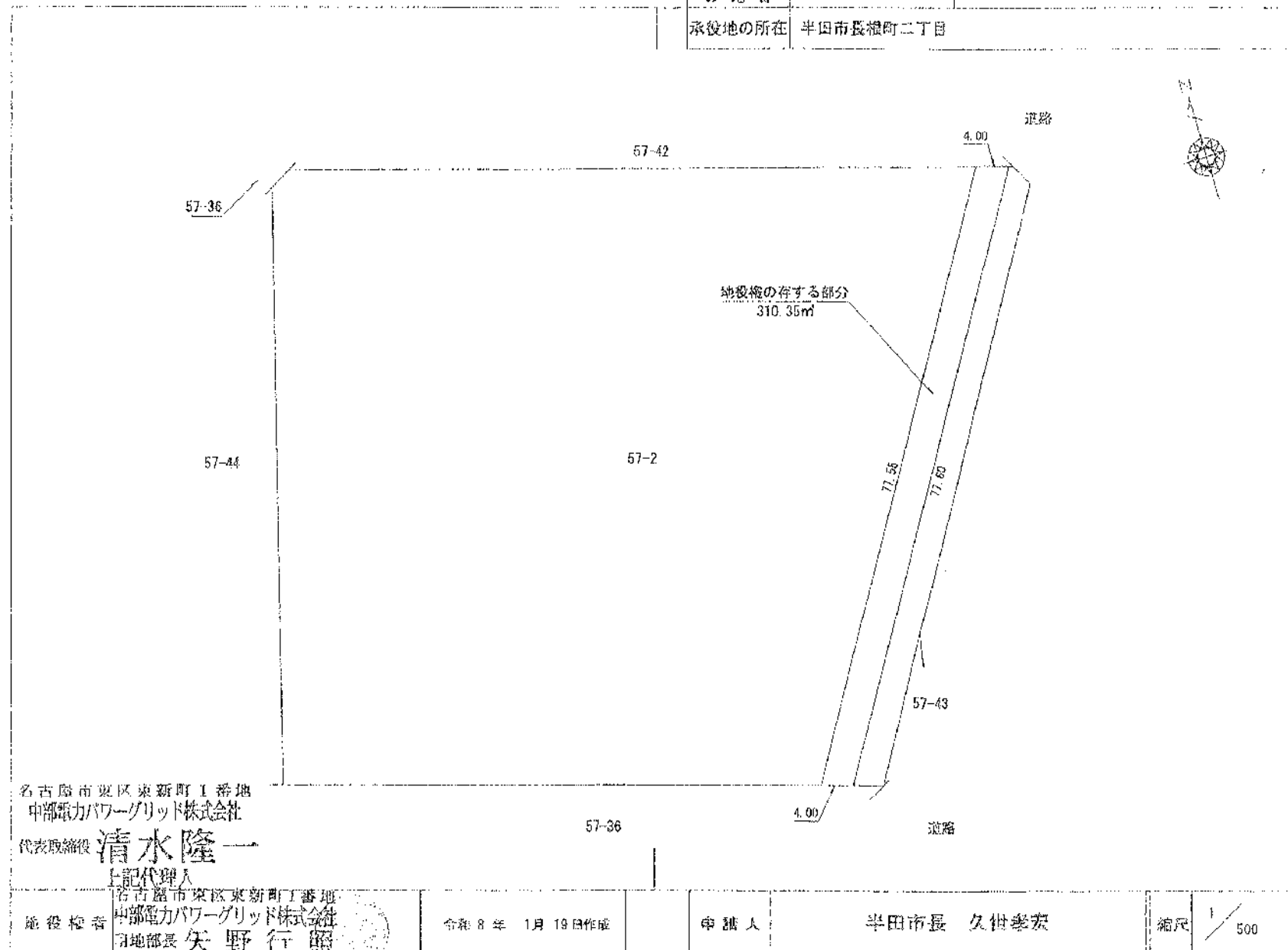
登記簿

横岡美穂



承役地の地番	57-2
承役地の所在	半田市長根町二丁目

地役権図面



令和8年1月19日作成

申請人

半田市長 久世孝宏

縮尺

1/500

公用

登記年月日：令和8年2月6日

地積測量図

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日
名古屋法務局半田支局

登記官

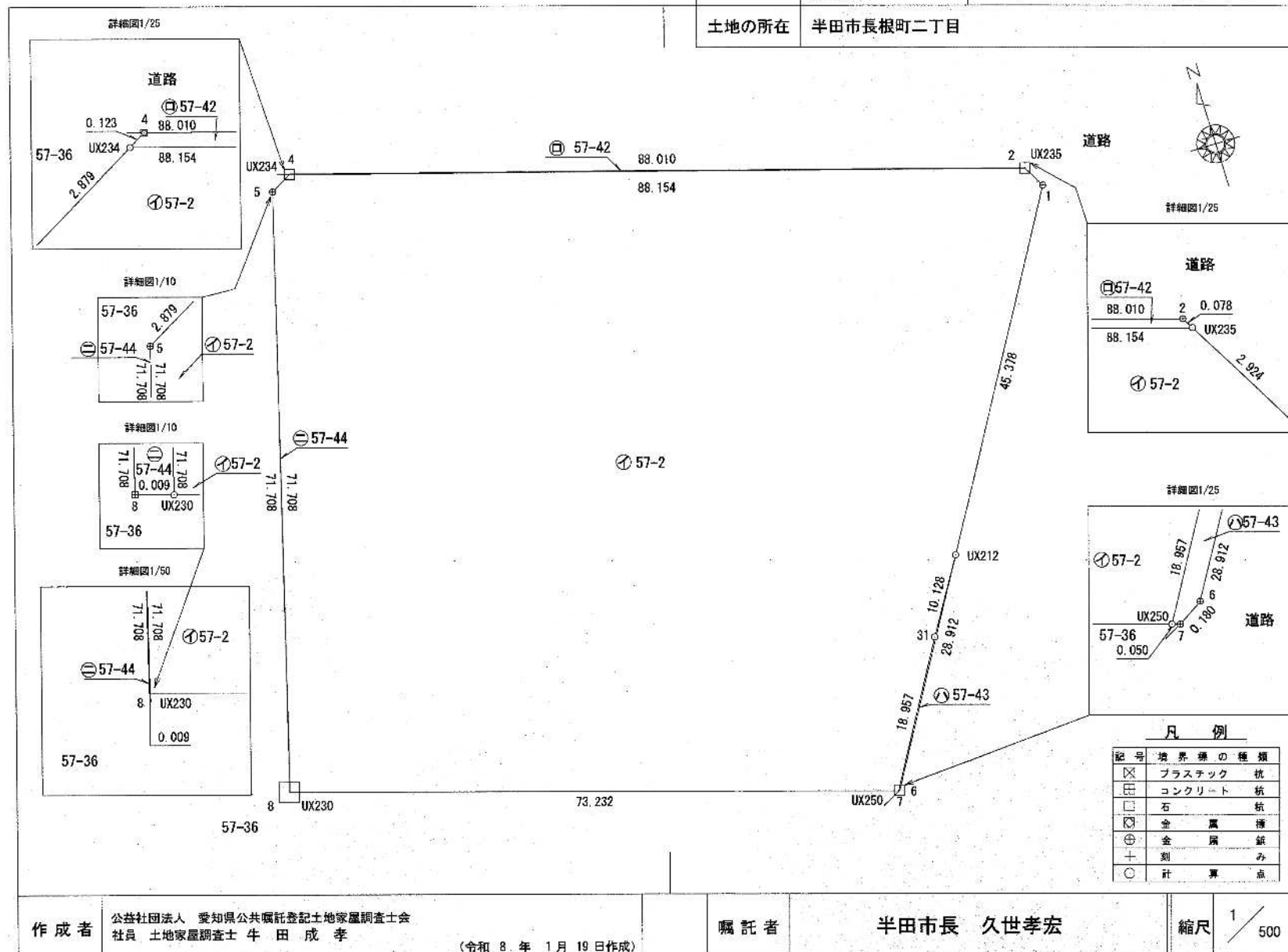
種岡美和



地番	57-2、57-42、57-43 57-44
土地の所在	半田市長根町二丁目

地積測量図

1/2



登記年月日：令和8年2月6日

地積測量図

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

登記官

種岡美和



地番	57-2、57-42、57-43 57-44
土地の所在	半田市長根町二丁目

地積測量図

2/2

直角座標法求積表

地番	⊙ 57-2				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離	
UX234	-120037.192	-20719.381	10445756.485032	2.879	
5	-120038.580	-20721.904	2650932.000720	71.708	
UX230	-120107.569	-20741.465	-6064591.481517	73.232	
UX250	-120128.908	-20671.411	-9569949.326912	18.957	
31	-120112.567	-20661.801	-1790037.586001	10.128	
UX212	-120103.932	-20656.508	-3406868.135112	45.378	
1	-120064.857	-20633.435	2596402.532675	2.924	
UX235	-120062.316	-20634.883	10318875.810936	98.154	
		合計	-12284.765479		
		合計面積	6142.3827395		
		地積	6142.38	m ²	

地番	⊙ 57-42				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離	
4	-120037.133	-20719.273	10138216.216047	0.123	
UX234	-120037.192	-20719.381	-10129938.632880	88.154	
UX235	-120062.316	-20634.883	-10140343.147044	0.078	
2	-120062.248	-20634.922	10132053.108720	88.010	
		合計	-12.455157		
		合計面積	6.2275785		
		地積	6.22	m ²	

地番	⊙ 57-43				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離	
UX212	-120103.932	-20656.508	-1130057.896188	10.128	
31	-120112.567	-20661.801	1790037.586001	18.957	
UX250	-120128.908	-20671.411	1148672.618296	0.050	
7	-120128.922	-20671.363	-24145.913322	0.180	
6	-120128.827	-20671.210	-1784513.725085	28.912	
		合計	-7.330298		
		合計面積	3.6651490		
		地積	3.66	m ²	

地番	⊙ 57-44				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離	
5	-120038.580	-20721.904	1080.347220	71.708	
8	-120107.566	-20741.474	2349424.098526	0.009	
UX230	-120107.569	-20741.465	-2350605.125330	71.708	
		合計	-0.679584		
		合計面積	0.3391920		
		地積	0.33	m ²	

世界測地系

測量年月日	令和7年 10月 28日
座標系	WGS

基準点成果表

基本三角点等の名称	X座標	Y座標	備考
2012A	-120078.072	-20915.827	街区三角点
20A17	-119924.457	-20782.360	街区多角点
20A19	-120149.855	-20678.514	街区多角点
20A23	-120071.126	-20517.278	街区多角点

作成者

公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会
社員 土地家屋調査士 牛田 成孝

(令和8年 1月 19日作成)

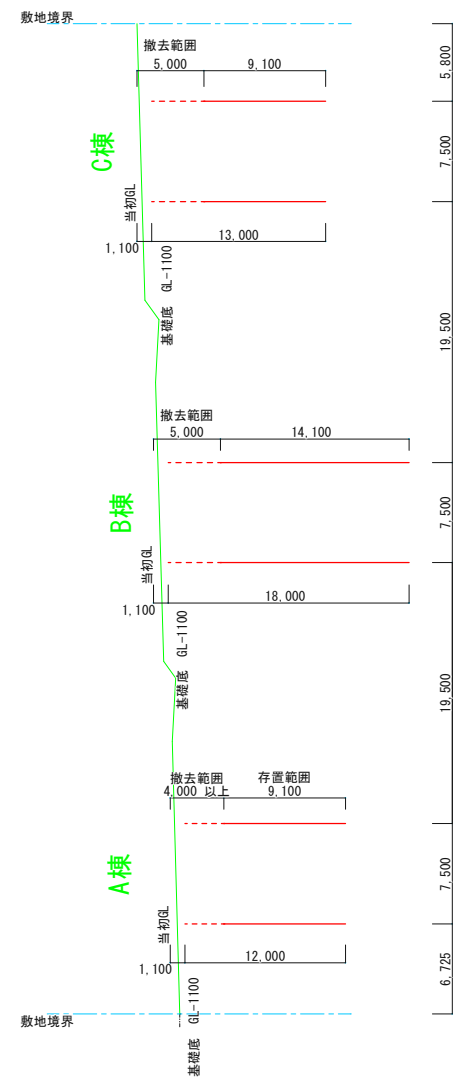
嘱託者

半田市長 久世孝宏

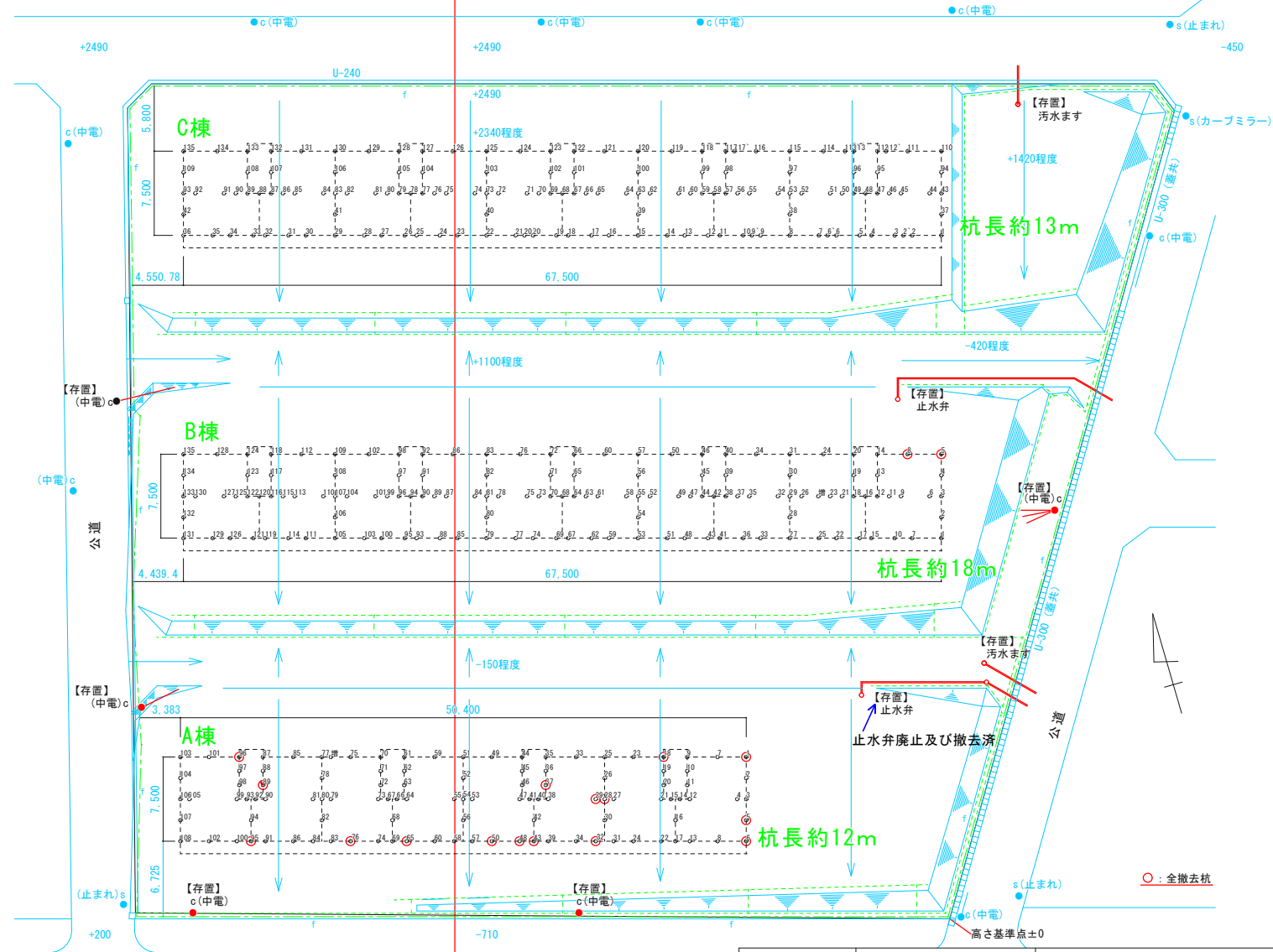
縮尺

1/1

残置物図面



断面図 1/400



配置図 1/400

凡例	構造物等	仕様等
---f---	素掘り側溝	側溝放流手前に泥溜（素掘）を設置
---	囲障新設	丸太杭 H900 82,000（束口φ60 L1,500） ＋横線ロープ2段
c(中電) ●	コンクリート柱・支線	

備考			整理番号	〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地 半 田 市 建 設 部 建 築 課 Tel (0569) 21-3111	長根西住宅解体工事（週休2日） 配置図（解体後）	SHEET No. 3 SCALE 1/400 DATE R7.4

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認	全長不足 杭頭未確認
A	1	12.5	m	2.4	m	1.4	m	11.1	m	13.5	m	0	m		●	
	2	12	m	1.2	m	0.2	m	3.7	m	4.9	m	8.1	m			●
	3	12	m	1.8	m	0.8	m	3.3	m	5.1	m	7.9	m			●
	4	12	m	1.8	m	0.8	m	2.8	m	4.6	m	8.4	m			●
	5	12	m	1.8	m	0.8	m	10.3	m	12.1	m	0.9	m	●		
	6	12	m	2.4	m	1.4	m	10.6	m	13	m	0	m	●		
	7	12	m	1.2	m	0.2	m	3	m	4.2	m	8.8	m			●
	8	12	m	2	m	1	m	3.3	m	5.3	m	7.7	m			●
	9	12	m	1.5	m	0.5	m	2.6	m	4.1	m	8.9	m			●
	10	12	m	2	m	1	m	2.1	m	4.1	m	8.9	m			●
	11	12	m	1.5	m	0.5	m	3	m	4.5	m	8.5	m			●
	12	12	m	1.5	m	0.5	m	3.5	m	5	m	8	m			●
	13	12.5	m	1.5	m	0.5	m	3.5	m	5	m	8.5	m			●
	14	12	m	1.5	m	0.5	m	3.1	m	4.6	m	8.4	m			●
	15	12	m	1.5	m	0.5	m	3.2	m	4.7	m	8.3	m			●
	16	12	m	2	m	1	m	4	m	6	m	7	m			●
	17	12	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.9	m			●
	18	12	m	1.6	m	0.6	m	10.6	m	12.2	m	0.8	m	●		
	19	12	m	1.5	m	0.5	m	2.6	m	4.1	m	8.9	m			●
	20	12	m	1.2	m	0.2	m	3.5	m	4.7	m	8.3	m			●
	21	12	m	1.5	m	0.5	m	3	m	4.5	m	8.5	m			●
	22	12	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.9	m			●
	23	12	m	2.8	m	1.8	m	2	m	4.8	m	8.2	m			●
	24	12	m	1.7	m	0.7	m	3.6	m	5.3	m	7.7	m			●
	25	12	m	1.8	m	0.8	m	3	m	4.8	m	8.2	m			●
	26	12	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.9	m			●
	27	12	m	1.5	m	0.5	m	3.3	m	4.8	m	8.2	m			●
	28	12	m	1.5	m	0.5	m	10.6	m	12.1	m	0.9	m	●		
	29	12	m	1.1	m	0.1	m	10.3	m	11.4	m	1.6	m	●		
	30	12	m	1.5	m	0.5	m	3.5	m	5	m	8	m			●
	31	12	m	1.5	m	0.5	m	2.7	m	4.2	m	8.8	m			●
	32	12	m	1.5	m	0.5	m	9.6	m	11.1	m	1.9	m	●		
	33	13	m	4.2	m	3.2	m	0	m	4.3	m	9.7	m			●
	34	12	m	2	m	1	m	3.6	m	5.6	m	7.4	m			●
	35	12	m	1.5	m	0.5	m	3.3	m	4.8	m	8.2	m			●
	36	12	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.9	m			●
	37	12	m	1.7	m	0.7	m	10.6	m	12.3	m	0.7	m	●		

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認	全長不足 杭頭未確認
	38	12	m	1.5	m	0.5	m	3	m	4.5	m	8.5	m			●
	39	12	m	1.5	m	0.5	m	3.2	m	4.7	m	8.3	m			●
	40	12	m	1.6	m	0.6	m	3	m	4.6	m	8.4	m			●
	41	12	m	1.5	m	0.5	m	2.9	m	4.4	m	8.6	m			●
	42	12	m	1.6	m	0.6	m	2.9	m	4.5	m	8.5	m			●
	43	12	m	1.5	m	0.5	m	10.5	m	12	m	1	m	●		
	44	12	m	1.5	m	0.5	m	3.2	m	4.7	m	8.3	m			●
	45	12	m	2.5	m	1.5	m	2	m	4.5	m	8.5	m			●
	46	12	m	3.5	m	2.5	m	1	m	4.5	m	8.5	m			●
	47	12	m	1.5	m	0.5	m	3	m	4.5	m	8.5	m			●
	48	12	m	1.5	m	0.5	m	10.6	m	12.1	m	0.9	m	●		
	49	12	m	1.2	m	0.2	m	3.4	m	4.6	m	8.4	m			●
	50	12	m	1.5	m	0.5	m	10.5	m	12	m	1	m	●		
	51	12	m	1.5	m	0.5	m	2.7	m	4.2	m	8.8	m			●
	52	12	m	1.8	m	0.8	m	2.5	m	4.3	m	8.7	m			●
	53	12	m	1.5	m	0.5	m	3.2	m	4.7	m	8.3	m			●
	54	12	m	1.5	m	0.5	m	3.4	m	4.9	m	8.1	m			●
	55	12	m	1.5	m	0.5	m	3.2	m	4.7	m	8.3	m			●
	56	12	m	1.5	m	0.5	m	5.2	m	6.7	m	6.3	m			●
	57	12	m	1.7	m	0.7	m	2.5	m	4.2	m	8.8	m			●
	58	12	m	1.5	m	0.5	m	3	m	4.5	m	8.5	m			●
	59	12	m	1.8	m	0.8	m	2.4	m	4.2	m	8.8	m			●
	60	13	m	1.5	m	0.5	m	4.4	m	5.9	m	8.1	m			●
	61	12	m	1.5	m	0.5	m	2.7	m	4.2	m	8.8	m			●
	62	12	m	1.5	m	0.5	m	2.8	m	4.3	m	8.7	m			●
	63	12	m	1.7	m	0.7	m	3	m	4.7	m	8.3	m			●
	64	12	m	1.7	m	0.7	m	3.1	m	4.8	m	8.2	m			●
	65	12	m	1.5	m	0.5	m	10.6	m	12.1	m	0.9	m	●		
	66	12	m	1.6	m	0.6	m	3.6	m	5.2	m	7.8	m			●
	67	12	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.9	m			●
	68	12	m	2	m	1	m	2.4	m	4.4	m	8.6	m			●
	69	12	m	2.2	m	1.2	m	2.1	m	4.3	m	8.7	m			●
	70	12	m	1.5	m	0.5	m	2.8	m	4.3	m	8.7	m			●
	71	12	m	1.5	m	0.5	m	3.3	m	4.8	m	8.2	m			●
	72	12	m	1.4	m	0.4	m	3.6	m	5	m	8	m			●
	73	12	m	1.6	m	0.6	m	3.3	m	4.9	m	8.1	m			●
	74	12	m	1.8	m	0.8	m	2.3	m	4.1	m	8.9	m			●

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認	全長不足 杭頭未確認
	75	12	m	1.5	m	0.5	m	3.2	m	4.7	m	8.3	m			●
	76	12	m	2.2	m	1.2	m	10.8	m	13	m	0	m	●		
	77	12	m	1.5	m	0.5	m	3.1	m	4.6	m	8.4	m			●
	78	12	m	1.7	m	0.7	m	2.4	m	4.1	m	8.9	m			●
	79	12	m	2.1	m	1.1	m	2	m	4.1	m	8.9	m			●
	80	12	m	1.6	m	0.6	m	2.6	m	4.2	m	8.8	m			●
	81	12	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.9	m			●
	82	12	m	1.6	m	0.6	m	2.9	m	4.5	m	8.5	m			●
	83	12	m	1.5	m	0.5	m	3	m	4.5	m	8.5	m			●
	84	12	m	2	m	1	m	2.1	m	4.1	m	8.9	m			●
	85	12	m	2.2	m	1.2	m	3.4	m	5.6	m	7.4	m			●
	86	12	m	1.6	m	0.6	m	2.9	m	4.5	m	8.5	m			●
	87	12	m	2.1	m	1.1	m	3.3	m	5.4	m	7.6	m			●
	88	12	m	2.3	m	1.3	m	3.2	m	5.5	m	7.5	m			●
	89	12	m	3.1	m	2.1	m	9.9	m	13	m	0	m		●	
	90	12	m	2.1	m	1.1	m	7.8	m	9.9	m	3.1	m			●
	91	12	m	1.5	m	0.5	m	2.6	m	4.1	m	8.9	m			●
	92	12	m	2.1	m	1.1	m	3.4	m	5.5	m	7.5	m			●
	93	12	m	2.2	m	1.2	m	3.3	m	5.5	m	7.5	m			●
	94	12	m	1.8	m	0.8	m	2.3	m	4.1	m	8.9	m			●
	95	12	m	2.6	m	1.6	m	10.4	m	13	m	0	m	●		
	96	12.5	m	2.5	m	1.5	m	11	m	13.5	m	0	m	●		
	97	12	m	2.2	m	1.2	m	3.6	m	5.8	m	7.2	m			●
	98	12	m	1.6	m	0.6	m	2.9	m	4.5	m	8.5	m			●
	99	11.5	m	1.5	m	0.5	m	3.6	m	5.1	m	7.4	m			●
	100	12	m	2.1	m	1.1	m	2.1	m	4.2	m	8.8	m			●
	101	12	m	1.8	m	0.8	m	2.7	m	4.5	m	8.5	m			●
	102	12	m	2	m	1	m	2.1	m	4.1	m	8.9	m			●
	103	12	m	1.9	m	0.9	m	2.9	m	4.8	m	8.2	m			●
	104	12	m	1.7	m	0.7	m	2.5	m	4.2	m	8.8	m			●
	105	12	m	1.6	m	0.6	m	2.5	m	4.1	m	8.9	m			●
	106	12	m	1.6	m	0.6	m	2.4	m	4	m	9	m			●
	107	12	m	2	m	1	m	2.1	m	4.1	m	8.9	m			●
	108	13	m	2.1	m	1.1	m	3.4	m	5.5	m	8.5	m			●
	増	12	m	1.5	m	0.5	m	3.5	m	5	m	8	m			●

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認
B	1	19.5	m	4	m	3	m	2.6	m	6.6	m	13.9	m		
	2	18	m	4.1	m	3.1	m	1.8	m	5.9	m	13.1	m		
	3	16	m	4.1	m	3.1	m	2	m	6.1	m	10.9	m		
	4	16	m	4.3	m	3.3	m	2	m	6.3	m	10.7	m		
	5	15.5	m	2.8	m	1.8	m	13.7	m	16.5	m	0	m		●
	6	16.2	m	2.8	m	1.8	m	2.5	m	5.3	m	11.9	m		
	7	18	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	13.7	m		
	8	16.7	m	2.5	m	1.5	m	14.6	m	17.1	m	0.6	m	●	
	9	15.5	m	1.1	m	0	m	4.4	m	5.5	m	11.1	m		
	10	16.5	m	1.1	m	0	m	4.7	m	5.8	m	11.8	m		
	11	15.8	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	11	m		
	12	16.2	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	11.1	m		
	13	16.5	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	12.2	m		
	14	16.3	m	4.6	m	3.6	m	1.5	m	6.1	m	11.2	m		
	15	16.5	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	12	m		
	16	16	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	11.4	m		
	17	16.5	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	12.2	m		
	18	16	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	11.1	m		
	19	16	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	11.9	m		
	20	16	m	4.5	m	3.5	m	1.9	m	6.4	m	10.6	m		
	21	15.8	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	11.7	m		
	22	16.5	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	12.5	m		
	23	16	m	1.1	m	0	m	4.6	m	5.7	m	11.4	m		
	24	15.7	m	4.2	m	3.2	m	1.6	m	5.8	m	10.9	m		
	25	16	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	11.8	m		
	26	16	m	1.1	m	0	m	4.7	m	5.8	m	11.3	m		
	27	16	m	1.2	m	0.1	m	5.4	m	6.6	m	10.5	m		
	28	16	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	11	m		
	29	16	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	11.1	m		
	30	16.5	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	11.8	m		
	31	15.5	m	4.7	m	3.7	m	2.7	m	7.4	m	9.1	m		
	32	16.5	m	1.2	m	0.1	m	5.4	m	6.6	m	11	m		
	33	16.8	m	1.7	m	0.6	m	3.4	m	5.1	m	12.8	m		
	34	15.5	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	11.3	m		
	35	15.5	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	11.1	m		
	36	16.4	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	11.5	m		
	37	15.5	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	11	m		
	38	15.7	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	10.8	m		

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認
	39	15.8	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	10.9	m		
	40	16	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	12	m		
	41	16.2	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	12.2	m		
	42	16.5	m	1.4	m	0.3	m	3.7	m	5.1	m	12.5	m		
	43	16.9	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	12.4	m		
	44	16.5	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	11.9	m		
	45	16.8	m	1.5	m	0.4	m	3.6	m	5.1	m	12.8	m		
	46	17	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	11.9	m		
	47	17	m	1.1	m	0	m	5.1	m	6.2	m	11.9	m		
	48	17	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.4	m		
	49	17	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	12.7	m		
	50	17	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	12.7	m		
	51	17	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	12.9	m		
	52	17	m	1.1	m	0	m	4.6	m	5.7	m	12.4	m		
	53	17.3	m	1.1	m	0	m	4.6	m	5.7	m	12.7	m		
	54	17	m	1.5	m	0.4	m	3.7	m	5.2	m	12.9	m		
	55	17	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	12.7	m		
	56	16.8	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	12.7	m		
	57	16.8	m	1.6	m	0.5	m	3.5	m	5.1	m	12.8	m		
	58	16.5	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	11.9	m		
	59	16.7	m	1.5	m	0.4	m	3.7	m	5.2	m	12.6	m		
	60	16.8	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	12.8	m		
	61	16.7	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	12.7	m		
	62	16.7	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	12.7	m		
	63	16.5	m	1.4	m	0.3	m	3.7	m	5.1	m	12.5	m		
	64	17	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	12.7	m		
	65	17	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	12.5	m		
	66	17	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	13	m		
	67	16.2	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	12.1	m		
	68	17	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	13	m		
	69	16.2	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	11.5	m		
	70	17	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	12.9	m		
	71	16.8	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	12.8	m		
	72	17	m	1.6	m	0.5	m	3.5	m	5.1	m	13	m		
	73	16.8	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.2	m		
	74	16.7	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	11.7	m		
	75	16.8	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	11.8	m		
	76	17	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	12.1	m		

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認
	77	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.6	m		
	78	17	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	12.7	m		
	79	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	12.2	m		
	80	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	12.5	m		
	81	17.3	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	12.2	m		
	82	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	12.2	m		
	83	17.3	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	12.2	m		
	84	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	12.4	m		
	85	17	m	1.2	m	0.1	m	6	m	7.2	m	10.9	m		
	86	17	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.4	m		
	87	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	12.7	m		
	88	16.3	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	11.6	m		
	89	17.1	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	12.6	m		
	90	17	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	12.2	m		
	91	17	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	12.8	m		
	92	16.4	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	11.9	m		
	93	16.5	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	11.7	m		
	94	17	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	12.6	m		
	95	16.3	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	11.5	m		
	96	17	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	12.6	m		
	97	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	12.2	m		
	98	17	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	12.6	m		
	99	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	12.7	m		
	100	17	m	1.1	m	0	m	4.9	m	6	m	12.1	m		
	101	17.2	m	1.5	m	0.4	m	3.6	m	5.1	m	13.2	m		
	102	17	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.4	m		
	103	17.2	m	1.2	m	0.1	m	5.2	m	6.4	m	11.9	m		
	104	17.5	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	13.2	m		
	105	17.2	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	13.2	m		
	106	17.5	m	1.1	m	0	m	4.1	m	5.2	m	13.4	m		
	107	17.5	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	12.8	m		
	108	17.3	m	1.3	m	0.2	m	3.8	m	5.1	m	13.3	m		
	109	17	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	12.8	m		
	110	17.5	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	13.2	m		
	111	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	12.3	m		
	112	17.2	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	13.2	m		
	113	17	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.4	m		
	114	17.2	m	1.2	m	0.1	m	5.2	m	6.4	m	11.9	m		

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L		完全撤去 杭頭確認	全長撤去 杭頭未確認
	115	17	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	13	m		
	116	17	m	1.9	m	0.8	m	3.2	m	5.1	m	13	m		
	117	16.8	m	1.1	m	0	m	4.4	m	5.5	m	12.4	m		
	118	17	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	12.8	m		
	119	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	12.3	m		
	120	16.8	m	1.9	m	0.8	m	3.2	m	5.1	m	12.8	m		
	121	17	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	12.7	m		
	122	16.7	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	12.1	m		
	123	17	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	12.2	m		
	124	17	m	2.1	m	1	m	3	m	5.1	m	13	m		
	125	17	m	1.9	m	0.8	m	3.2	m	5.1	m	13	m		
	126	17	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	13	m		
	127	16.8	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	12.5	m		
	128	17.3	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	13.1	m		
	129	17	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	12.3	m		
	130	16.8	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	12.8	m		
	131	16.8	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	12.8	m		
	132	16.8	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	12.4	m		
	133	16.8	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	12.8	m		
	134	17.2	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	13.1	m		
	135	17	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	12.6	m		
	増	16	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	11.2	m		

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L	
C	1	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	2	13	m	1.8	m	0.7	m	3.3	m	5.1	m	9	m
	2'	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	3	13	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	8.4	m
	4	13	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	8.1	m
	5	13	m	1.5	m	0.4	m	3.6	m	5.1	m	9	m
	6	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	6'	13	m	1.1	m	0	m	5.1	m	6.2	m	7.9	m
	7	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	8	13	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	8.8	m
	9	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	9'	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	10	13	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	8.5	m
	11	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	12	13	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	8.7	m
	13	13	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	8.5	m
	14	13	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	8.1	m
	15	13	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	8	m
	16	13	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	8.5	m
	17	13	m	1.5	m	0.4	m	3.6	m	5.1	m	9	m
	18	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	19	13	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	7.9	m
	20	13	m	1.1	m	0	m	5.5	m	6.6	m	7.5	m
	20'	13	m	1.1	m	0	m	5.2	m	6.3	m	7.8	m
	21	13	m	1.1	m	0	m	4.7	m	5.8	m	8.3	m
	22	13	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	8.6	m
	23	13	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	8.4	m
	24	13	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	8.4	m
	25	13	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	8.1	m
	26	13	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	8.8	m
	27	13	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	8.9	m
	28	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	29	13	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	8.9	m
	30	13	m	1.1	m	0	m	4.1	m	5.2	m	8.9	m
	31	13	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	8.7	m
	32	13	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	8.7	m
	33	13	m	1.1	m	0	m	4.1	m	5.2	m	8.9	m

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L	
	34	13	m	1.1	m	0	m	4.2	m	5.3	m	8.8	m
	35	13	m	1.1	m	0	m	4.1	m	5.2	m	8.9	m
	36	13	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	8.5	m
	37	13	m	1.2	m	0.1	m	5.1	m	6.3	m	7.8	m
	38	13	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	8.5	m
	39	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	40	13	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	8.5	m
	41	13	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	8.8	m
	42	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m
	43	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	44	13	m	1.2	m	0.1	m	5.1	m	6.3	m	7.8	m
	45	13	m	1.1	m	0	m	5.2	m	6.3	m	7.8	m
	46	13	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	7.9	m
	47	13	m	1.1	m	0	m	4.1	m	5.2	m	8.9	m
	48	13	m	1.1	m	0	m	5.1	m	6.2	m	7.9	m
	49	13	m	1.1	m	0	m	5.4	m	6.5	m	7.6	m
	50	13	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	8.8	m
	51	13	m	1.2	m	0.1	m	4.8	m	6	m	8.1	m
	52	13	m	2.4	m	1.3	m	2.7	m	5.1	m	9	m
	53	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	54	13	m	1.1	m	0	m	4.9	m	6	m	8.1	m
	55	13	m	1.2	m	0.1	m	5.1	m	6.3	m	7.8	m
	56	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	57	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	58	13	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	8.5	m
	59	13	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	8.7	m
	60	13	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	8	m
	61	13	m	1.1	m	0	m	4.7	m	5.8	m	8.3	m
	62	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	63	13	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	8.5	m
	64	13	m	1.1	m	0	m	5.7	m	6.8	m	7.3	m
	65	13	m	1.1	m	0	m	5.4	m	6.5	m	7.6	m
	66	13	m	1.2	m	0.1	m	5.1	m	6.3	m	7.8	m
	67	13	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	8	m
	68	13	m	1.3	m	0.2	m	3.9	m	5.2	m	8.9	m
	69	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	70	13	m	1.1	m	0	m	4.9	m	6	m	8.1	m

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L	
	71	13	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	8.6	m
	72	13	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	8	m
	73	13	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	8.5	m
	74	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	75	13	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	8.7	m
	76	13	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	7.9	m
	77	13	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	8.4	m
	78	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	79	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	80	13	m	1.1	m	0	m	5.4	m	6.5	m	7.6	m
	81	13	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	8.6	m
	82	13	m	1.3	m	0.2	m	4.2	m	5.5	m	8.6	m
	83	13	m	1.3	m	0.2	m	3.9	m	5.2	m	8.9	m
	84	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m
	85	13	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	8.7	m
	86	13	m	1.5	m	0.4	m	3.6	m	5.1	m	9	m
	87	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m
	88	13	m	1.1	m	0	m	4.4	m	5.5	m	8.6	m
	89	13	m	1.3	m	0.2	m	3.8	m	5.1	m	9	m
	90	13	m	1.1	m	0	m	4.1	m	5.2	m	8.9	m
	91	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m
	92	12.5	m	1.1	m	0	m	4.4	m	5.5	m	8.1	m
	93	12.2	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	7.9	m
	94	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	95	13	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	7.9	m
	96	13	m	1.2	m	0.1	m	4.7	m	5.9	m	8.2	m
	97	13	m	1.1	m	0	m	4.8	m	5.9	m	8.2	m
	98	13	m	1.1	m	0	m	4.7	m	5.8	m	8.3	m
	99	13	m	1.1	m	0	m	4.5	m	5.6	m	8.5	m
	100	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	101	13	m	1.1	m	0	m	5.1	m	6.2	m	7.9	m
	102	13	m	1.2	m	0.1	m	4.4	m	5.6	m	8.5	m
	103	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	104	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	105	13	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	8.9	m
	106	13	m	1.1	m	0	m	4.3	m	5.4	m	8.7	m
	107	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m

杭抜き報告表

区画番号 1

棟	NO	設計杭長		空堀深さ (杭頭高)		基礎合併L (掘削深-1m)		撤去杭L		残置杭 上端深度		未確認L	
	108	13	m	2.8	m	1.7	m	2.3	m	5.1	m	9	m
	109	12.3	m	1.1	m	0	m	4.2	m	5.3	m	8.1	m
	110	13	m	1.4	m	0.3	m	3.7	m	5.1	m	9	m
	111	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	112	13	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	8.6	m
	112`	13	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	8	m
	113	13	m	1.2	m	0.1	m	4.9	m	6.1	m	8	m
	113`	13	m	1.1	m	0	m	4.4	m	5.5	m	8.6	m
	114	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	115	13	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	8.4	m
	116	13	m	1.2	m	0.1	m	4.5	m	5.7	m	8.4	m
	117	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	117`	13	m	1.5	m	0.4	m	3.6	m	5.1	m	9	m
	118	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	119	13	m	1.1	m	0	m	4.9	m	6	m	8.1	m
	120	13	m	1.2	m	0.1	m	3.9	m	5.1	m	9	m
	121	13	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	8.9	m
	122	13	m	1.1	m	0	m	4.7	m	5.8	m	8.3	m
	123	13	m	1.1	m	0	m	5	m	6.1	m	8	m
	124	13	m	1.2	m	0.1	m	4	m	5.2	m	8.9	m
	125	13	m	1.2	m	0.1	m	4.2	m	5.4	m	8.7	m
	126	13	m	1.2	m	0.1	m	5	m	6.2	m	7.9	m
	127	13	m	1.5	m	0.4	m	3.7	m	5.2	m	8.9	m
	128	13	m	1.2	m	0.1	m	4.6	m	5.8	m	8.3	m
	129	13	m	1.2	m	0.1	m	4.1	m	5.3	m	8.8	m
	130	13	m	1.2	m	0.1	m	4.3	m	5.5	m	8.6	m
	131	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m
	132	13	m	1.1	m	0	m	4.4	m	5.5	m	8.6	m
	133	13	m	1.6	m	0.5	m	3.5	m	5.1	m	9	m
	134	13	m	1.1	m	0	m	4	m	5.1	m	9	m
	135	12.3	m	1.6	m	0.5	m	3.5	m	5.1	m	8.3	m



対象地を西方より見る



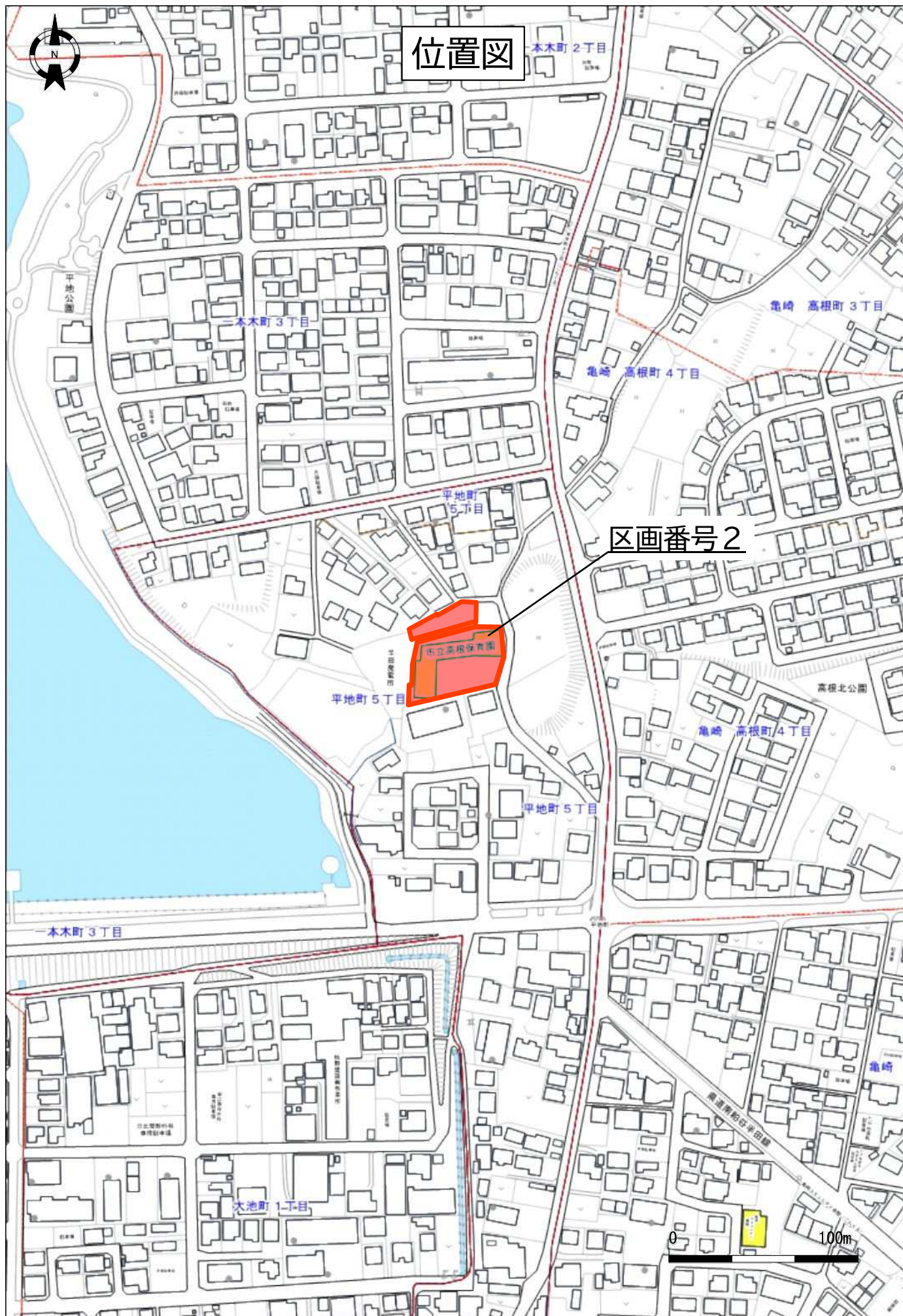
対象地を南西方より見る



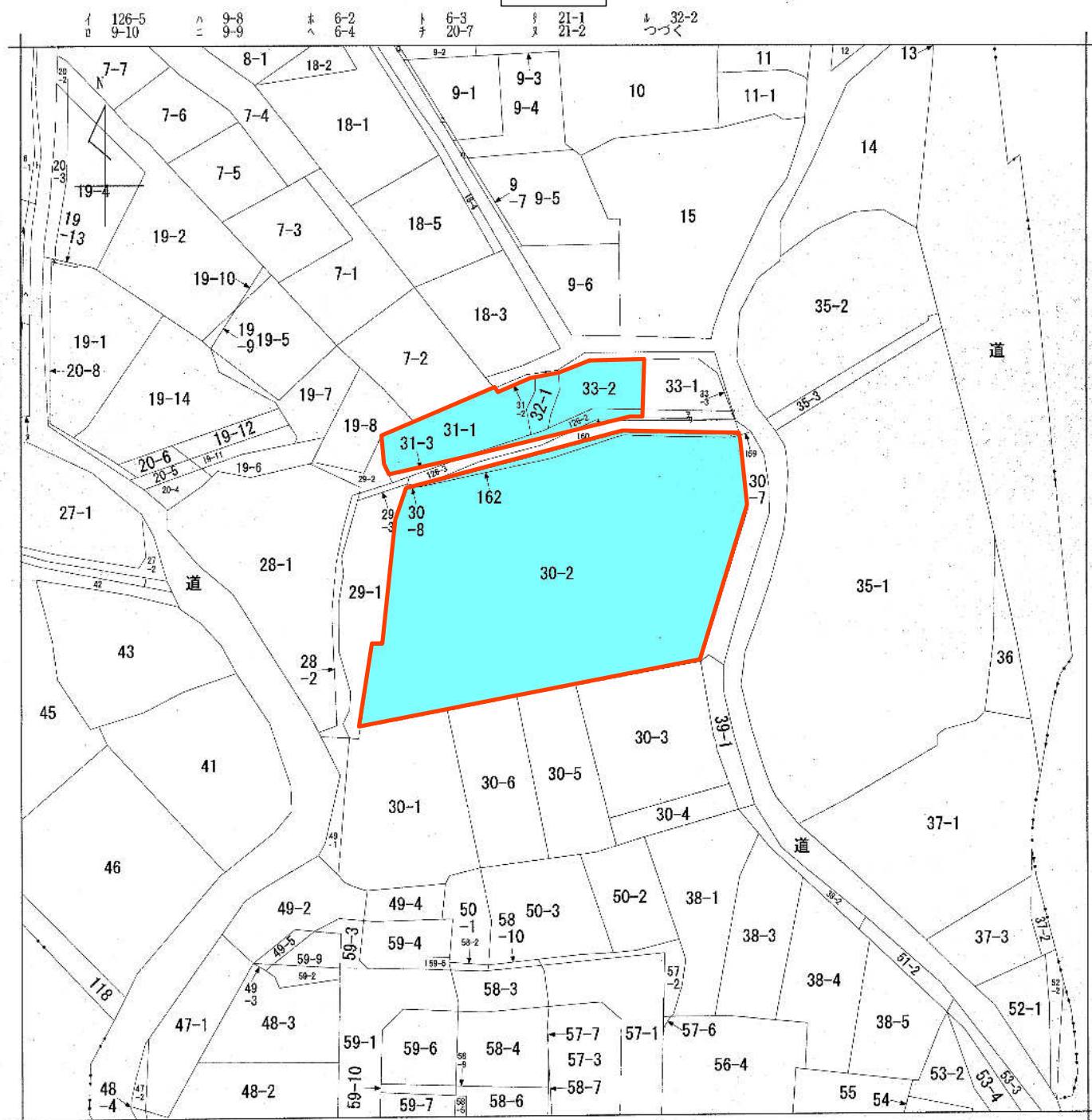
対象地を南方より見る



対象地を南東方より見る



公 図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
平地町5丁目

請求部	所在	半田市平地町五丁目				地番	30番2		
出縮	力尺	1/600	精度区	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月24日
名古屋法務局半田支局
登記官

請求番号：35-3
(1/2)

種岡美和



公用

サ 126-1
リ 126-4
ズ 161

公 図

区画番号2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

登記官

植岡美和



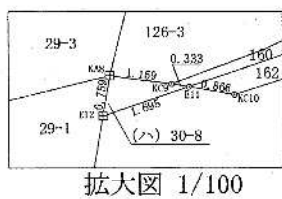
座標求積表

地番測点	(イ) 30-2	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K249		-119734.322	-19401.743	448122.058071	17.837
AC2		-119738.449	-19419.096	221571.885360	31.475
K338		-119745.732	-19449.717	-82641.847533	11.571
K336		-119734.200	-19448.762	-222960.607568	1.394
K118		-119734.268	-19447.370	-206297.700960	10.714
KA12		-119723.592	-19446.463	-421618.764303	11.167
E12		-119712.587	-19444.566	-224506.959036	1.695
E11		-119712.046	-19442.960	-7718.855120	0.866
KC10		-119712.190	-19442.106	-101157.277518	17.930
KC11		-119706.843	-19424.992	-173659.428480	10.763
KC12		-119703.250	-19414.846	-76824.545622	15.364
KC13		-119702.886	-19399.486	-10204.129636	0.603
KB10		-119702.724	-19398.903	241826.724798	12.697
KB6		-119715.352	-19397.579	612924.701242	19.422
			倍面積	-3144.746305	
			面積	1572.3731525	
			地積	1572.37	m ²

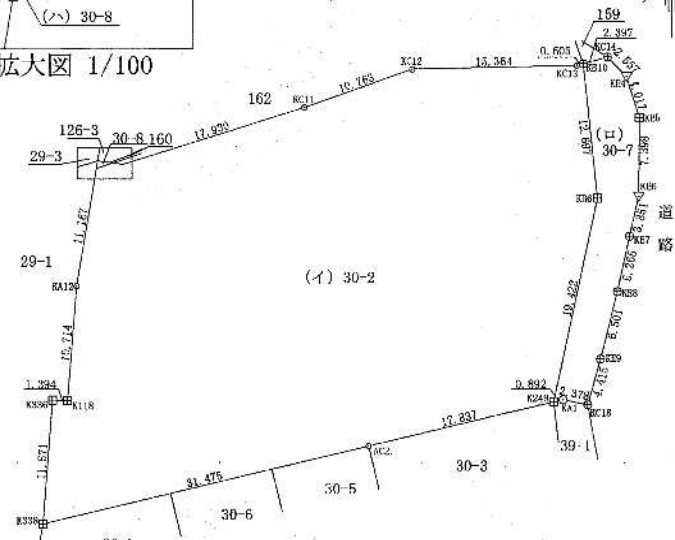
地番 測点	(ロ) 30-7	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_{n-1})Y_n$	距離
KB10	-119702.724	-19398.903	-257384.645004	2.397	
KC14	-119702.084	-19396.593	23237.118414	2.557	
KE4	-119703.922	-19394.816	110104.370432	4.017	
KE5	-119707.761	-19393.634	217926.265258	7.398	
KE6	-119715.159	-19393.710	216201.079080	3.851	
KE7	-119718.909	-19394.587	172437.273017	5.265	
KE8	-119724.050	-19395.721	221809.465356	6.501	
KE9	-119730.345	-19397.344	204506.197792	4.415	
KC18	-119734.593	-19398.545	73151.913195	2.378	
KA1	-119734.116	-19400.875	-5257.637125	0.892	
K249	-119734.322	-19401.743	-364054.305632	19.422	
KB6	-119715.352	-19397.579	-612924.701242	12.697	
				倍面積	-247.606479
				面積	123.8032395
				地積	123.80 m ²

地番	(ハ) 30 8			
測点	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_{n-1})Y_n$	距離
E11	-119712.046	-19442.960	11588.004160	1.695
E12	-119712.587	-19444.566	-4025.025162	0.759
KA8	-119711.839	-19444.437	-11588.884452	1.159
KC9	-119711.991	-19443.288	4024.760616	0.333
			倍面積	-1.143838
			面積	0.5724190
			地積	0.57 m ²

地番	30-2、30-7、30-8
土地の所在	半田市平地町五丁目



拡大図 1/100



杭標示

田	コンクリート杭
◎	プラスチック杭
⊕	鉄杭
▽	金属杭
⊗	街区基準点
○	計算点
⊠	キザ
□	水杭

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	Ⅶ
測量の年月日	令和8年2月10日

街区基準点の座標値 等級 種類

測点名	X 座標	Y 座標	等級 種類
20A43	-119623.040	-19374.686	街区多角点
20A62	-119586.355	-19608.717	街区多角点
20A65	-119775.060	-19339.093	街区多角点

作成者 公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社員 土地家屋調査士 稲生 裕之 (令和8年3月5日作成)

申請人 半田市長 久世 孝宏
縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日
名古屋法務局半田支部

登記官

種岡美和

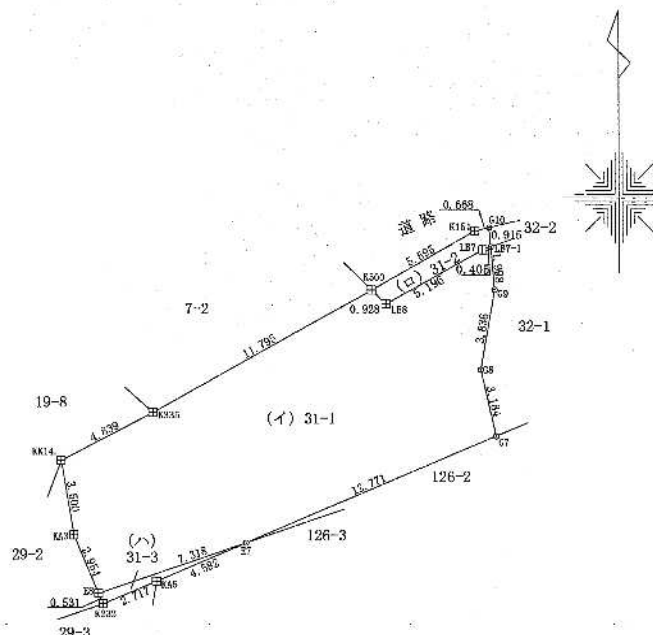


地番	31 1、31-2、31 3	地積測量図
土地の所在	半田市平地町五丁目	

座標求積表				
地番	(イ) 31-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
LB7-1	-119695.131	-19428.453	35884.352691	1.998
G9	-119697.122	-19428.283	112042.908061	3.836
G8	-119700.898	-19428.956	133632.359368	3.184
G7	-119704.000	-19428.236	156300.158620	12.771
E7	-119708.943	-19440.012	141484.407336	7.318
E8	-119711.278	-19446.947	-7603.756277	2.954
KA3	-119708.552	-19448.086	-120189.171480	3.500
KK14	-119705.098	-19448.650	-110507.229300	4.839
K335	-119702.870	-19444.354	-154757.613486	11.795
K500	-119697.139	-19434.045	-98783.250735	0.928
LB8	-119697.787	-19433.381	-36223.822184	5.196
LB7	-119695.275	-19428.832	-51602.977792	0.405
		倍面積	-323.635178	
		面積	161.8175890	
		地積	161.81	㎡

地番	(ロ) 31-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
G10	-119694.219	-19428.531	14668.540905	0.915
LB7-1	-119695.131	-19428.453	20516.416368	0.405
LB7	-119695.275	-19428.832	51602.977792	5.196
LB8	-119697.787	-19433.381	36223.822184	0.928
K500	-119697.139	-19434.045	-66289.527495	5.595
K151	-119694.376	-19429.180	-56733.205600	0.668
		倍面積	-10.945846	
		面積	5.4729230	
		地積	5.47	㎡

地番	(ハ) 31-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
E7	-119708.943	-19440.012	-10905.846732	4.582
KA5	-119710.717	-19444.237	54929.969525	2.717
K232	-119711.768	-19446.742	10909.622262	0.531
E8	-119711.278	-19446.947	-54937.625275	7.318
		倍面積	-3.880220	
		面積	1.9401100	
		地積	1.94	㎡



田	コンクリート杭
⊙	プラスチック杭
⊕	鉄杭
▽	金杭
⊗	街区基準点
○	計測点
⊗	キ
□	木杭

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和8年2月10日

街区基準点の座標値 等級 種類

測点名	X 座標	Y 座標	等級	種類
20A43	-119623.040	-19374.686		街区多角点
2A062	-119586.355	-19608.717		街区多角点
2A065	-119775.060	-19339.093		街区多角点

作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 稲生 裕之 (令和8年3月 5日作成)	申請人	半田市長 久世 孝宏	縮尺	1/250
-----	--	-----	------------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

登記官

種岡美和



地 番	32-1、32-2	地 積 測 量 図
土地の所在	半田市平地町五丁目	

座 標 求 積 表

地 番	(イ) 32-1			
測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n	距 離
LB6-1	-119693.859	-19425.099	48310.221213	3.798
G4	-119697.618	-19424.555	144810.057525	3.811
G5	-119701.314	-19425.486	101478.738864	1.533
G6	-119702.842	-19425.604	38890.059208	1.108
KA19	-119703.316	-19426.606	22496.069748	1.768
G7	-119704.000	-19428.236	-46977.474648	3.184
G8	-119700.898	-19428.956	-133632.359368	3.836
G9	-119697.122	-19428.283	-112042.908061	1.998
LB7-1	-119695.131	-19428.453	-63395.042139	3.587
		倍 面 積	-62.697658	
		面 積	31.3488290	
		地 積	31.34	m ²

地 番	(ロ) 32-2			
測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n	距 離
KA8	-119693.407	-19425.164	-6993.059040	0.457
LB6-1	-119693.859	-19425.099	33488.870676	3.587
LB7-1	-119695.131	-19428.453	6991.243080	0.915
G10	-119694.219	-19428.531	-33494.787444	3.464
		倍 面 積	-4.732728	
		面 積	2.3663640	
		地 積	2.36	m ²

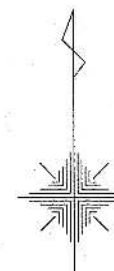
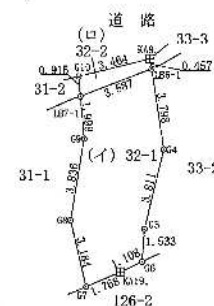
杭 標 示

田	コンクリート杭
◎	プラスチック杭
⊕	鉄杭
▽	金 属 標
⊗	街区基準点
○	計 算 点
⊗	キ ャ ッ プ
□	木 杭

測 地 系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和8年2月10日

街区基準点の座標値 等級 種類

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	等級 種類
20A43	-119623.040	-19371.686	街区多角点
2A062	-119586.355	-19668.717	街区多角点
2A065	-119775.060	-19339.093	街区多角点



作 成 者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 社 員 土地家屋調査士 稲 生 裕 之 (令和8年3月5日作成)	申 請 人	半田市長 久世孝宏	縮尺	1/250
-------	--	-------	-----------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

發售處

種岡美和



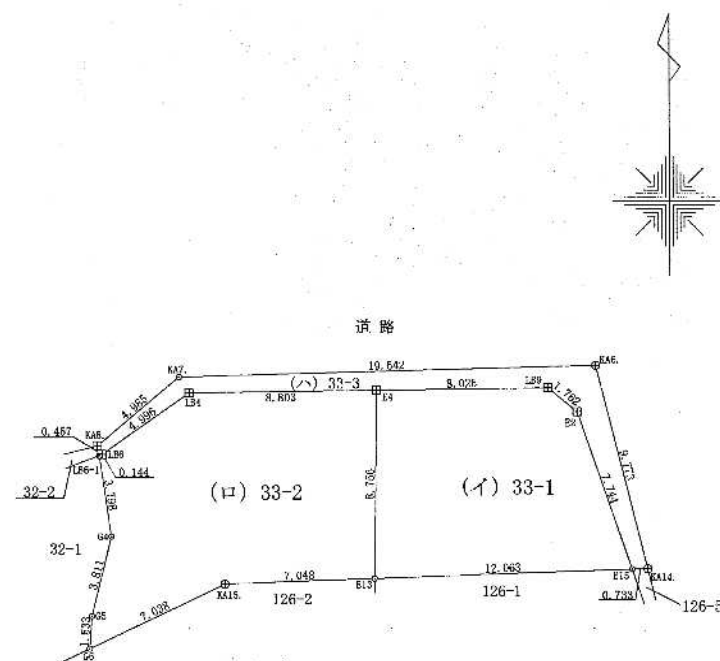
座	標	求	積	表
---	---	---	---	---

地 番	(イ) 33-1			
測 点	X_n	Y_n	$(X_{n-1} - X_n - 1)Y_n$	距 離
LB9	-119690.725	-19404.044	19675.700616	1.762
E2	-119691.844	-19402.683	163642.228422	7.741
E15	-119699.159	-19400.142	150176.499222	12.063
R13	-119699.585	-19412.197	-161684.188813	8.756
E4	-119690.830	-19412.068	-171990.922480	8.025
		倍 面 積	-180.683033	
		而 積	90.345165	
		地 積	90.34	m ²

地 點	(口) 33-2			
測 点	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$	距 離
LB6-1	-119693.859	-19425.099	-74009.627190	0.144
LB6	-119693.808	-19424.964	-56604.345096	4.996
LB4	-119690.945	-19420.870	-57835.350960	8.803
E4	-119690.830	-19412.068	167720.267520	8.756
E13	-119699.585	-19412.197	174787.421798	7.048
KA15.	-119699.834	-19419.241	63248.467937	7.038
G6	-119702.842	-19425.604	28749.893920	1.533
G5	-119701.314	-19425.486	-101478.738864	3.811
G4	-119697.618	-19424.565	-144810.057625	3.798
		倍 面 積	-232.068370	
		面 積	116.0341850	
		噸	116.03	噸

地 番	(八) 33-3			
测 点	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$	距 离
KA6.	-119689.660	-19401.812	712396.984784	9.773
KA14.	-119699.133	-19399.409	184274.986091	0.733
E15	-119699.159	-19400.142	-141407.635038	7.744
F2	-119691.844	-19402.683	-163642.228422	1.762
LB9	119690.725	-19404.044	-19675.700616	8.025
E1	-119690.830	-19412.068	4270.654960	8.803
LB4	-119690.945	-19420.870	57835.350860	4.996
LB6	-119693.808	-19421.964	56604.345096	0.144
LB6-1	-119693.859	-19425.991	-7789.464699	0.457
KA8.	-119693.407	-19425.164	-71057.249912	4.985
KA7.	-119690.201	-19421.347	-72771.787209	19.542
		估 面 積	-61.744105	
		面 積	30.8720525	
		地 積	30.87	m ²

地 番	33-1、33-2、33-3	地 積 測 量 図
土地の所在	半田市平地町五丁目	



杭 標 示

田	コ	ン	ク	リ	ー	ト	る
◎	ブ	ラ	ス	チ	ツ	ク	ま
⊕	鉄						あ
▽	金			属			根
⊗	街	区	基	準			点
○	計		算				点
⊠	キ		ず				
□	木						

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測定の年月日	令和8年2月10日

街区基準点の座標値 等級 種類

测 点 名	X 座 标	Y 座 标	等 级	程 类
20A43	-119623.040	-19374.686		街区多角点
2A062	-119586.355	-19608.717		街区多角点
2A065	-119735.060	-19239.093		街区多角点

公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社 員 土地家屋調査士 稲 生 裕 之

(令和8年3月5日作成)

申請人 半田市長 久世孝宏

縮尺	$\frac{1}{250}$
----	-----------------

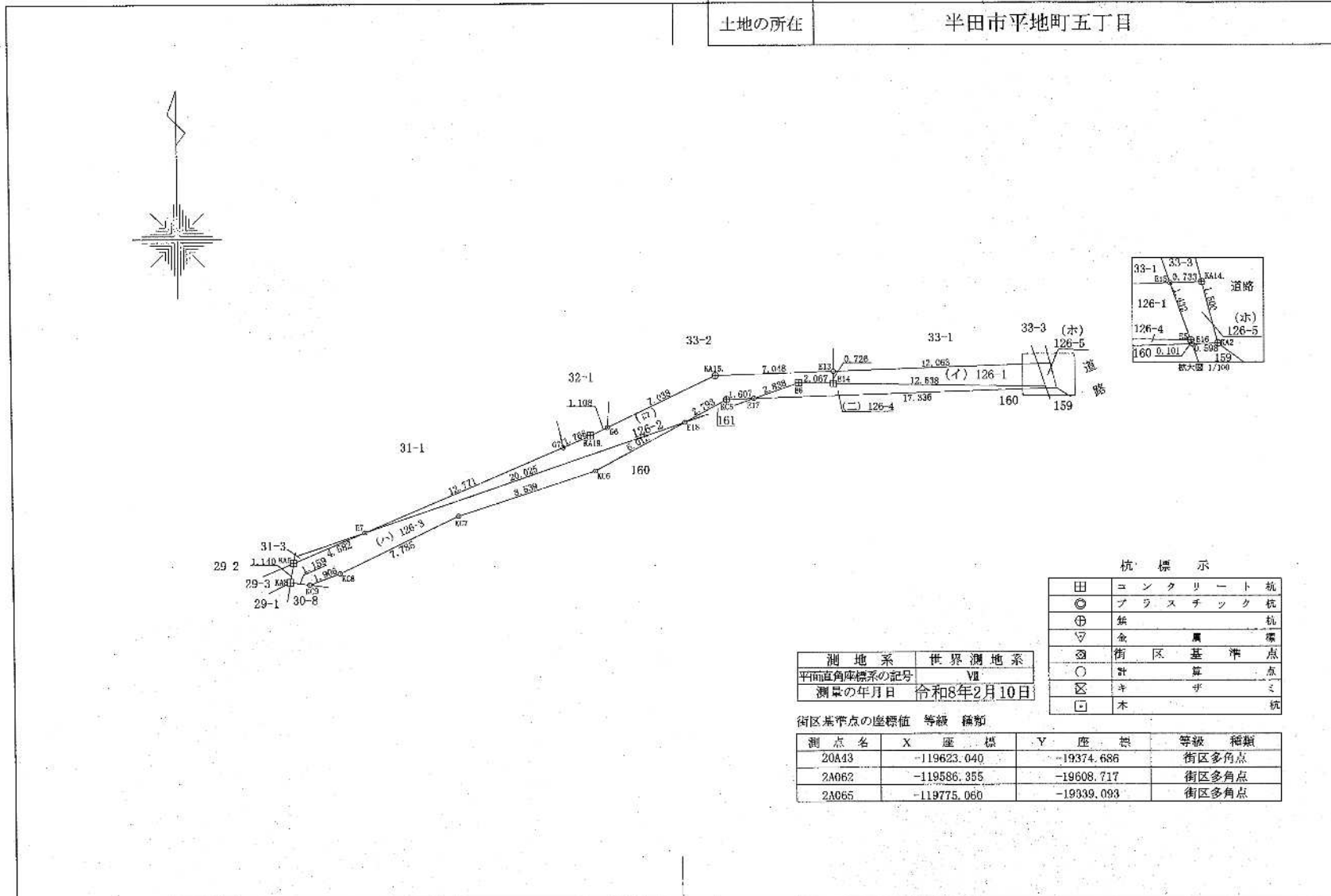
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日
名古屋法務局半田支局

登記官

種岡美和



地番	126-1～126-5	地積測量図
土地の所在	半田市平地町五丁目	



杭標示

田	コンクリート杭
●	プラスチック杭
⊕	鉄杭
▽	金属標
⊗	街区基準点
○	計算点
⊗	キザ
□	木杭

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VI
測量の年月日	令和8年2月10日

街区基準点の座標値 等級 種類

測点名	X 座標	Y 座標	等級	種類
20A43	-119623.040	-19374.686		街区多角点
2A062	-119586.355	-19608.717		街区多角点
2A065	-119775.060	-19339.093		街区多角点

作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 稲生 裕之 (令和8年3月5日作成)	申請人	半田市長 久世 孝宏	縮尺	1/250
-----	--	-----	------------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

登記官

種岡美和



座標求積表

地番	(イ) 126-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
E15	-119699.159	-19400.142	17983.931634	1.432
E5	-119700.512	-19399.672	22348.422144	12.538
E14	-119700.311	19412.208	-17995.116816	0.726
E13	-119699.585	-19412.197	-22362.850944	12.063
		倍面積	-25.613982	
		面積	12.8069910	
		地積	12.80	㎡

地番	(ロ) 126-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
E13	-119699.585	-19412.197	9259.617969	0.726
E14	-119700.311	-19412.208	13452.660144	2.067
E6	-119700.278	-19414.275	16948.662075	2.838
E17	-119701.184	-19416.965	18620.869435	1.607
KC5	-119701.237	-19418.571	26584.023699	2.793
E18	-119702.553	19421.034	149658.488004	20.025
E7	-119708.943	-19440.012	28129.697364	12.771
G7	-119704.000	-19428.236	-109322.683972	1.768
KA19	-119703.316	-19426.606	-22496.009748	1.108
G6	-119702.842	-19425.604	-67639.953128	7.038
KA15	-119699.834	-19419.241	-63248.467937	7.048
		倍面積	-53.096095	
		面積	26.5480475	
		地積	26.54	㎡

地番	(ハ) 126-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
E18	-119702.553	-19421.034	-69041.775870	6.012
KC6	-119705.388	-19426.336	105620.988832	8.539
KC7	-119707.990	-19434.469	115518.483736	7.785
KC8	-119711.332	-19441.500	77785.441500	1.906
KC9	-119711.991	-19443.288	9857.747016	1.159
KA8	-119711.839	-19444.437	-24772.212738	1.140
KA5	-119710.717	-19444.237	-56310.510352	4.582
E7	-119708.943	-19440.012	-158708.257968	20.025
		倍面積	-50.095844	
		面積	25.0479220	
		地積	25.04	㎡

地番	126-1~126-5	地積測量図
土地の所在	半田市平地町五丁目	

地番	(ニ) 126-4			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
E5	-119700.512	-19399.672	5742.302912	0.101
E16	-119700.607	-19399.639	13036.537408	17.336
E17	-119701.184	-19416.965	-6388.181485	2.838
E6	-119700.278	-19414.275	-16948.662075	2.067
E14	-119700.311	-19412.208	4542.456672	12.538
		倍面積	-15.526568	
		面積	7.7632840	
		地積	7.76	㎡

地番	(ホ) 126-5			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
KA14	-119699.133	-19399.409	27702.356052	1.500
KA2	-119700.587	-19399.041	28594.186434	0.598
E16	-119700.607	-19399.639	-1454.972925	0.101
E5	-119700.512	-19399.672	28090.725056	1.432
E15	-119699.159	-19400.142	-26752.795818	0.733
		倍面積	-1.951313	
		面積	0.9758565	
		地積	0.97	㎡

合計 73.1419010

作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 稲生 裕之 (令和8年3月5日作成)	申請人	半田市長 久世 孝宏	縮尺	
-----	---	-----	------------	----	--

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

登記官

種岡美和

地番	161	地積測量図
土地の所在	半田市平地町五丁目	

座標求積表

地番	161			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
KC5	-119701.237	-19418.571	-26584.023699	1.607
E17	-119701.184	-19416.965	25552.725940	4.293
E18	-119702.553	-19421.034	1029.314802	2.793
		倍面積	-1.982957	
		面積	0.9914785	
		地積	0.99	m ²

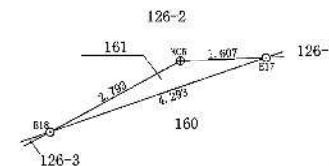
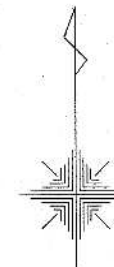
杭標示

田	コンクリート杭
◎	プラスチック杭
⊕	無
▽	金
□	街区基準点
○	計
×	キ

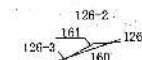
測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VI
測量の年月日	令和8年2月10日

街区基準点の座標値 等級 種類

測点名	X 座標	Y 座標	種類
20A43	-119623.040	-19374.686	街区多角点
2A062	-119586.355	-19608.717	街区多角点 節点
2A065	-119775.060	-19339.093	街区多角点 節点



土地所在図 縮尺1/500



作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 稲生 裕之 (令和8年3月5日作成)	申請人	半田市長 久世孝宏	縮尺	1/100
-----	--	-----	-----------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月24日 名古屋法務局半田支局

登記官

種岡美和

地番	162	地積測量図
土地の所在	半田市平地町五丁目	

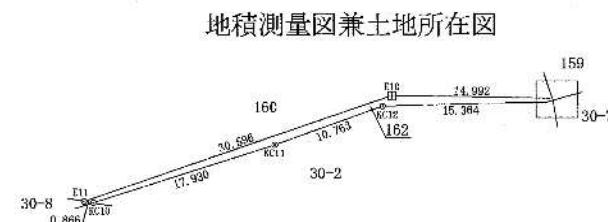
座標求積表				
地番	測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
162	E9	-119702.523	-19398.973	8554.947093
	KB10	-119702.724	-19398.903	7041.801789
	KC13	-119702.886	-19399.486	10204.129636
	KC12	-119703.250	-19414.846	76824.545622
	KC11	-119706.843	-19424.992	173659.428480
	KC10	-119712.190	-19442.106	101157.277518
	E11	-119712.046	-19442.960	-192621.404720
	E10	-119702.283	-19413.963	-184879.169649
			倍面積	-58.44231
			面積	29.222155
			地積	29.22 m ²

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和8年2月10日

杭標示	
田	コンクリート杭
◎	ブラスチック杭
⊕	鉄杭
▽	金属標
□	街区基準点
○	計測点
×	その他

街区基準点の座標値 等級 種類

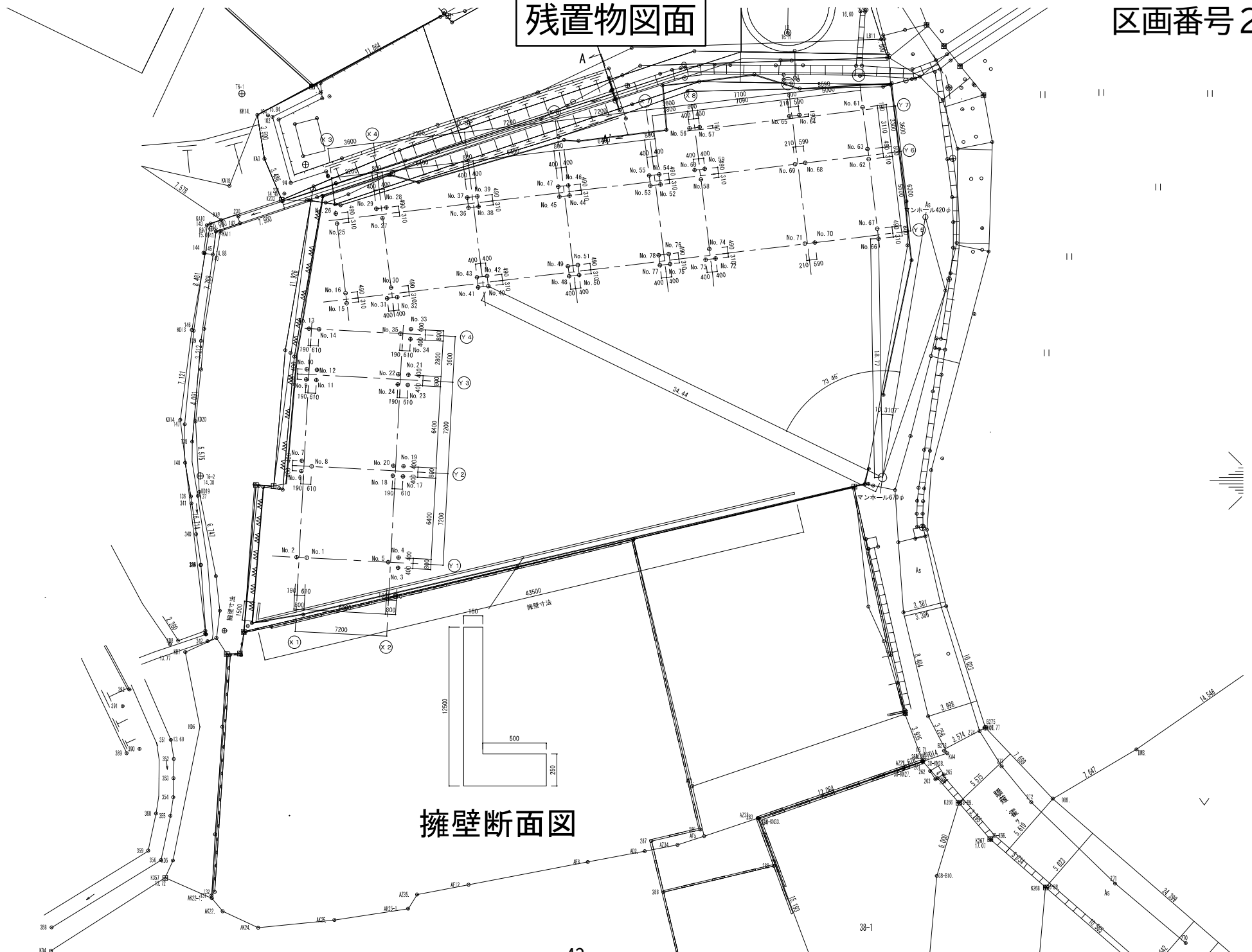
測点名	X座標	Y座標	種類
20A43	-119623.040	-19374.686	街区多角点
2A062	-119586.355	-19608.717	街区多角点 節点
2A065	-119775.060	-19339.093	街区多角点 節点



作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 稲生 裕之 (令和8年3月5日作成)	申請人	半田市長 久世 孝宏	縮尺	1/500
-----	--	-----	------------	----	-------

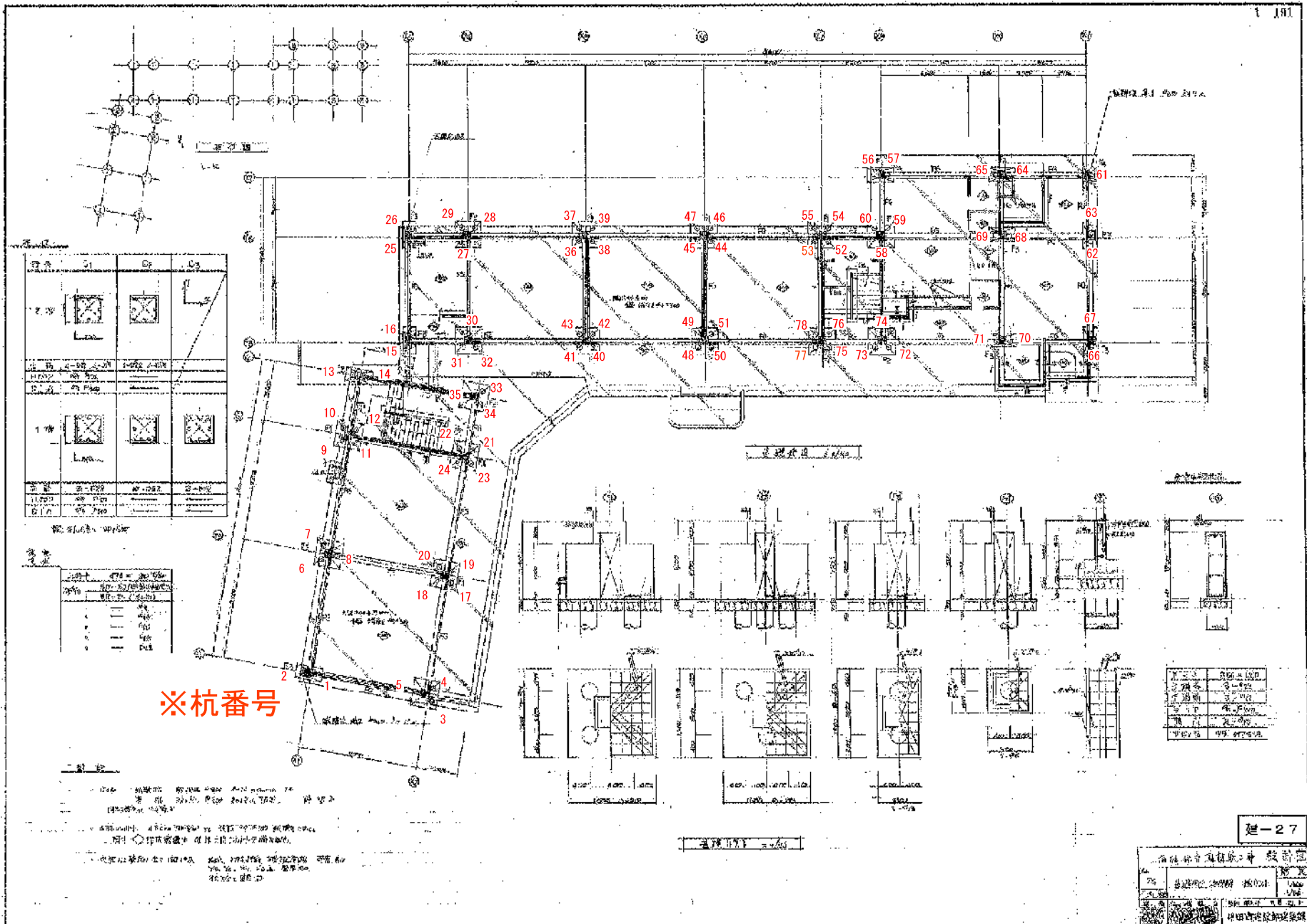
残置物図面

区画番号2



残置物図面

区画番号 2



杭抜き報告表

区画番号 2

出来形成果総括表

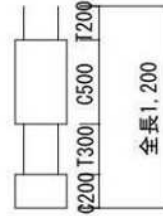
工事名 高根保育園園舎解体等工事(週休2日)

例

路線名

工事場

所 半田市平地町五丁目30



※KBM=入口前マンホール中央天端

杭抜日	杭番号	設計杭長	杭頭高 (KBMから)	先端確認	杭構成	撤去杭L	未確認L	完全撤去確認	全長撤去杭頭未確認	全長不足杭頭確認	全長不足杭頭未確認
	例	12 m	0.0 m		C2+T3+C5+T2	12 m	0 m		○		
12月22日	1	12 m	0.0 m		C9.9+T2	12 m	-0.1 m				○
12月23日	②	14 m	0.0 m	○	C12.2+T1.7	14 m	-0.1 m			○	
12月23日	3	12 m	0.0 m		C6.8+T1.9	8.7 m	-3.3 m				○
12月23日	4	12 m	0.0 m	○	C9.8+T1.7	12 m	-0.5 m			○	
12月23日	5	12 m	0.0 m	○	C9.5+T2.1	12 m	-0.4 m			○	
12月24日	6	12 m	0.0 m	○	C9.8+T1.7	12 m	-0.5 m			○	
12月24日	7	12 m	0.0 m		T2.1+C8.6+T1.4	12 m	0.1 m		○		
12月24日	8	12 m	0.0 m		C9.6+T2.1	12 m	-0.3 m				○
12月25日	9	12 m	0.0 m	○	C7.4+T3.5	11 m	-1.1 m			○	
12月25日	10	12 m	0.0 m	○	C7.5+T2.3	9.8 m	-2.2 m			○	
12月25日	11	12 m	0.0 m		T1.5+C1.3+T1.4+C5.3+T2.6	12 m	0.1 m		○		
12月25日	12	12 m	0.0 m		T4.5+C3.6+T2.1	10 m	-1.8 m				○
12月26日	13	12 m	0.0 m	○	C10.1+T1.8	12 m	-0.1 m			○	
12月26日	14	12 m	0.0 m		C9.4+T2.1	12 m	-0.5 m				○
12月26日	15	12 m	0.0 m		C3.5+T2.5+C3.6+T2.3	12 m	-0.1 m				○
1月5日	16	12 m	0.0 m	○	C2.6+T3+C4.2+2	12 m	-0.2 m			○	
1月5日	17	12 m	0.0 m	○	C3.3+T2+C4.2+T1	13 m	0.9 m			○	
1月5日	18	12 m	0.0 m		T1.4+C7.8+T1.6	11 m	-1.2 m				○
1月6日	19	12 m	0.0 m		T5+C3+T3.2	11 m	-0.8 m				○
1月6日	20	12 m	0.0 m		T1.5+C6.7+T2.2	10 m	-1.6 m				○
1月6日	21	12 m	0.0 m		T2+C5.6+T1.1	8.7 m	-3.3 m				○
1月6日	22	12 m	0.0 m		C8.5	8.5 m	-3.5 m				○
1月7日	23	12 m	0.0 m		T2.3+C6.6+T2.3	11 m	-0.8 m				○
1月7日	24	12 m	0.0 m	○	C9.9+T2.3	12 m	0.2 m	○			
1月8日	25	12 m	0.0 m		T1.8+C6	7.8 m	-4.2 m				○
1月8日	②6	14 m	0.0 m		T1.6+C1.6+T0.8+C5.8+T1.9	12 m	-2.3 m				○
1月8日	27	12 m	0.0 m	○	C5.3+T2.1	7.4 m	-4.6 m			○	

※○がない（先端確認ができていない）が残置杭

杭抜き報告表

区画番号 2

出来形成果総括表

工事名 高根保育園園舎解体等工事(週休2日)

路線名

工事場

所 半田市平地町五丁目30

杭抜日	杭番号	設計杭長	杭頭高(KBMから)	先端確認	杭構成	撤去杭L	未確認L	完全撤去確認	全長撤去杭頭未確認	全長不足杭頭確認	全長不足杭頭未確認
1月8日	28	12 m	0.0 m		C6.33+T1.8	8.1 m	-3.9 m				○
1月9日	29	12 m	0.0 m		C6.48+T2.2	8.7 m	-3.3 m				○
1月9日	30	12 m	0.0 m		C9.53+T1.8	11 m	-0.7 m				○
1月9日	31	12 m	0.0 m		C9.32+T1.7	11 m	-1 m				○
1月13日	32	12 m	0.0 m		C9.3+T2.4	12 m	-0.3 m			○	
1月13日	33	12 m	0.0 m		T5.2+C3.6+T3.1	12 m	-0.1 m				○
1月13日	34	12 m	0.0 m		T1.8+C7.9+T2.2	12 m	-0.1 m				○
1月14日	35	12 m	0.0 m	○	C1.3+T1.2+C6.7+T2	11 m	-0.8 m			○	
1月14日	36	12 m	0.0 m	○	C9+T2.2	11 m	-0.8 m			○	
1月14日	37	12 m	0.0 m		T3.8+C2.3+T2.2	8.5 m	-3.5 m				○
1月15日	38	12 m	-2035.0 m		T1.7+C1+T1+C3.7+T1.8	9.2 m	-2.8 m				○
1月16日	39	12 m	-2130.0 m	○	C9.7+T1.8	12 m	-0.5 m			○	
1月16日	40	12 m	-2057.0 m		C10+T1.5	12 m	-0.5 m				○
1月17日	41	12 m	-1883.0 m		C10+T1.3	11 m	-0.7 m				○
1月17日	42	12 m	-1771.0 m		T3+C4+T3.3	10 m	-1.7 m				○
1月17日	43	12 m	-1820.0 m		C9+T1.8	11 m	-1.2 m				○
1月17日	44	12 m	-2535.0 m		C9.4+T2	11 m	-0.6 m				○
1月19日	45	12 m	-2436.0 m		C8.8+T2.6	11 m	-0.6 m				○
1月19日	46	12 m	-2310.0 m		C8.6+T2.6	11 m	-0.6 m				○
1月19日	47	12 m	-2529.0 m	○	C8.8+T2.8	12 m	-0.4 m			○	
1月19日	48	12 m	-2550.0 m		T1+C6.8+T2.2	10 m	-2 m				○
1月19日	49	12 m	-2450.0 m		C7.9+T3.6	12 m	-0.5 m				○
1月20日	50	12 m	-2900.0 m		C0.7+T1.3+C5.7+T2.5	10 m	-0.8 m				○
1月20日	51	12 m	-2890.0 m	○	C8.7+T3.2	12 m	-0.1 m			○	
1月20日	52	12 m	-2790.0 m		T0.8+C7.1+T2.5	10 m	-0.6 m				○
1月20日	53	12 m	-2675.0 m		C9+T2.5	12 m	-0.5 m				○
1月21日	54	12 m	-1840.0 m		C9.2+T1.8	11 m	-1 m				○
1月21日	55	12 m	-2210.0 m		T2.5+C5.7+T1.7	9.9 m	-2.1 m				○

杭抜き報告表

区画番号 2

出来形成果総括表

工事名 高根保育園園舎解体等工事(週休2日)

路線名

工事場

所 半田市平地町五丁目30

杭抜日	杭番号	設計杭長	杭頭高(KBMから)	先端確認	杭構成	撤去杭L	未確認L	完全撤去確認	全長撤去杭頭未確認	全長不足杭頭確認	全長不足杭頭未確認
1月21日	56	12 m	-2305.0 m		T5+C2.6+T3	11 m	-1.4 m				○
1月22日	57	12 m	-2200.0 m		T2.3+C5.4+T2.3	10 m	-2 m				○
1月22日	58	12 m	-2325.0 m		C9.7+T1.7	11 m	-0.6 m				○
1月23日	59	12 m	-2345.0 m	○	C9.3+T1.8	11 m	-0.9 m			○	
1月23日	60	12 m	-2380.0 m		T2.8+C4.1+T2.5	9.4 m	-2.6 m				○
1月23日	61	14 m	-1103.0 m		C5.9+T1.6	7.5 m	-6.5 m				○
1月26日	62	12 m	-2340.0 m		T1.5+C4.8+T2.2	8.5 m	-3.5 m				○
1月26日	63	12 m	-2400.0 m		C9.8+T1.9	11 m	-1.3 m				○
1月26日	64	12 m	-2380.0 m		T4.2+C3.6+T1.9	9.7 m	-2.3 m				○
1月27日	65	12 m	-2529.0 m		T5.4+C2.4+T1.7	9.5 m	-2.5 m				○
1月27日	66	12 m	-2000.0 m		C10+T1.4	11 m	-0.6 m				○
1月27日	67	12 m	-1850.0 m	○	C10.8+T1.3	12 m	0.1 m	○			
1月28日	68	12 m	-1490.0 m		C0.5+T4.4+C4.8+T1.8	12 m	-0.5 m				○
1月28日	69	12 m	-2067.0 m	○	C11.1+T0.9	12 m	0 m	○			
1月28日	70	12 m	-2165.0 m		T2.2+C1.9+T2.3	6.4 m	-5.6 m				○
1月28日	71	12 m	-2262.0 m		T1.7+C6.8+T2.2	11 m	-1.3 m				○
1月29日	72	12 m	-2748.0 m		T3.3+C2.9+T1.1	7.3 m	-5.7 m				○
1月29日	73	12 m	-2744.0 m		T4.5+C2.5+T3.5	11 m	-1.5 m				○
1月29日	74	12 m	-3006.0 m		C8.9+T2.5	11 m	-0.6 m				○
1月29日	75	12 m	-3790.0 m		T3.6+C2.7+T3.4	9.7 m	-2.3 m				○
1月30日	76	12 m	-3530.0 m	○	C7.3+T2.7	11 m	-1 m			○	
1月30日	77	12 m	-3300.0 m	○	C0.8+T3.8+C3+T2.6	10 m	-1.8 m			○	
1月30日	78	12 m	-3475.0 m		C7.8+T1.7	9.5 m	-2.5 m				○



対象地を北方より見る



対象地を東方より見る

様式第 1

市有土地売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号 < > -
共有の場合の持分 分の

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号 < > -

令和 8 年 1 0 月 9 日執行の市有土地売払一般競争入札に参加したいので入札参加を申込みます。

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
1	長根町二丁目 5 7 番 2	更地	6,142.38
2	平地町五丁目 3 0 番 2	更地	1,938.30
	平地町五丁目 3 1 番 1	更地	
	平地町五丁目 3 2 番 1	更地	
	平地町五丁目 3 3 番 2	更地	
	平地町五丁目 1 2 6 番 2	更地	
	平地町五丁目 1 6 1 番	更地	
	平地町五丁目 1 6 2 番	更地	

（注意事項）

- 1 入札に参加する区画番号を○で囲むこと。
- 2 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 3 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の

市有土地売払一般競争入札参加申込書

令和 8 年 9 月 7 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。

氏名又は名称 半田市不動産(株)

電話番号は必ず記入してください。
共有の場合のみ、持分を記入してください。

及び代表者名 代表取締役 半田太郎

電 話 番 号 < 0 5 6 9 > 2 1 - 3 1 1 1

共有の場合の持分 2 分の 1

代理人 住 所 半田市東洋町二丁目 2 9 番地

代理人の場合、委任状（様式第 2）
の内容と一致させてください。

氏名又は名称 東洋 二郎

及び代表者名

電 話 番 号 < 0 5 6 9 > 8 4 - 0 6 9 2

令和 8 年 1 0 月 9 日執行の市有土地売払一般競争入札に参加したいので入
札参加を申込みます。

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
1	長根町二丁目 5 7 番 2	更地	6,142.38
②	平地町五丁目 3 0 番 2	更地	1,938.30
	平地町五丁目 3 1 番 1	更地	
	平地町五丁目 3 2 番 1	更地	
	平地町五丁目 3 3 番 2	更地	
	平地町五丁目 1 2 6 番 2	更地	
	平地町五丁目 1 6 1 番	更地	
	平地町五丁目 1 6 2 番	更地	

（注意事項）

- 1 入札に参加する区画番号を○で囲むこと。
- 2 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 3 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払一般競争入札
参加申込書（様式第1）と
一致させてください。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	(0569) 84-0619	2分の1
住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは 法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう 注意してください。		-)	分の
		-)	分の
		(-)	分の
		(-)	分の
		(-)	分の
		(-)	分の
		(-)	分の
		(-)	分の
		(-)	分の

様式第2

委任状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払一般競争入札に関する一切の権限

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
1	長根町二丁目57番2	更地	6,142.38
2	平地町五丁目30番2	更地	1,938.30
	平地町五丁目31番1	更地	
	平地町五丁目32番1	更地	
	平地町五丁目33番2	更地	
	平地町五丁目126番2	更地	
	平地町五丁目161番	更地	
	平地町五丁目162番	更地	

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号 〈 〉 —

共有の場合の持分 分の

（注意事項）

- 1 入札に参加する区画番号を○で囲むこと。
- 2 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の

記入例

様式第2

委任状

代理人 住 所 半田市東洋町二丁目29番地

氏 名 東洋 二郎

市有土地売払申込書兼受付書
(様式第1)と一致させてく
ださい。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払一般競争入札に関する一切の権限

区画番号	所在地番(半田市)	現地の状況	地積(m ²)
1	長根町二丁目57番2	更地	6,142.38
②	平地町五丁目30番2	更地	1,938.30
	平地町五丁目31番1	更地	
	平地町五丁目32番1	更地	
	平地町五丁目33番2	更地	
	平地町五丁目126番2	更地	
	平地町五丁目161番	更地	
	平地町五丁目162番	更地	

令和 8年 9月 7日

半 田 市 長 殿

市有土地売払申込書兼受付書
(様式第1)と一致させてく
ださい。

委任者 住 所 半田市東洋町二丁目1番地

氏名又は名称 半田市不動産(株)

及び代表者名 代表取締役 半田太郎

電 話 番 号 < 0569 > 21-3111

共有の場合の持分 2分の1

(注意事項)

- 1 入札に参加する区画番号を○で囲むこと。
- 2 複数による申込(共有)を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払申込書兼受付書（様式第1）と一致させてください。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	(0569) 84-0619	2分の1
		() —	分の
住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは 法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう 注意してください。		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の

様式第3

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人	住	所
	氏名又は名称	
	及び代表者名	
	共有の場合の持分	分の

（注意事項）

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 8 年 9 月 7 日

市有土地売払申込書兼受付書
(様式第1)と一致させてく
ださい。

半 田 市 長 殿

申込人	住 所	半田市東洋町二丁目1番地
	氏名又は名称	半田市不動産(株)
	及び代表者名	代表取締役 半田太郎
	共有の場合の持分	2 分の 1

(注意事項)

- 1 複数による申込(共有)を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払申込書兼受付書
（様式第1）と一致させてく
ださい。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	(0569) 84-0619	2分の1
住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の
		() —	分の

様式第 4

市有土地売払一般競争入札参加申込受付証

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 殿

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 殿

半田市長 久 世 孝 宏

令和 8 年 1 0 月 9 日執行の市有土地売払一般競争入札への参加申込を受け付けました。

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
1	長根町二丁目 5 7 番 2	更地	6,142.38
2	平地町五丁目 3 0 番 2	更地	1,938.30
	平地町五丁目 3 1 番 1	更地	
	平地町五丁目 3 2 番 1	更地	
	平地町五丁目 3 3 番 2	更地	
	平地町五丁目 1 2 6 番 2	更地	
	平地町五丁目 1 6 1 番	更地	
	平地町五丁目 1 6 2 番	更地	

※ なお、入札参加は区画番号に○印の物件です。

受付年月日	受付番号

様式第5

入 札 書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人代表者 住 所
 氏名又は名称
 及び代表者名 実印
 電 話 番 号 〈 〉 —
 共有の場合の持分 分の

代理人 住 所
 氏名又は名称
 及び代表者名 印
 電 話 番 号 〈 〉 —

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
											円

区画番号	所 在 地 番 (半田市)
	町 丁目 番

(注意事項)

- 1 入札する区画番号及び所在地番を記入すること。
- 2 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 3 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

複数による入札（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の

記入例

様式第5

入 札 書

印鑑登録された実印を押印してください。

令和 8 年 10 月 9 日

半 田 市 長 殿

申込人代表者 住 所 半田市東洋町二丁目1番地

氏名又は名称 半田市不動産㈱

及び代表者名 代表取締役 半田太郎

市有土地売払申込書兼受付書
(様式第1)と一致させてく
ださい。

番 号 < 0569 > 21-3111

合の持分 2分の1



代理人 住 所 半田市東洋町二丁目29番地

氏名又は名称 東洋 二郎

及び代表者名

電 話 番 号 < 0569 > 84-0692



下記の金額をもって入札します。

代理人の印鑑を押印してください。

記

		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額	金	1	2	0	,0	0	0	,0	0	0	円

区画番号	所 在 地 番 (半田市)
2	平地町 五丁目30番2 他

(注意事項)

- 1 入札する区画番号及び所在地番を記入すること。
- 2 複数による申込(共有)を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 3 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

複数による入札（共有）を希望する場合

共有者の印鑑登録された実印
を押印してください。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子 	(0569) 84-0619	2分の1
住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは 法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう 注意してください。		() —	分の
		() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の
	実印	() —	分の

土 地 売 買 仮 契 約 書 (案) (契約保証金)

売出人半田市（以下「甲」という。）と買受人〔※ 落札者 〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

なお、本書は仮契約とし、半田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議会の議決が得られたとき、本契約として効力を生じるものとする。

ただし、半田市議会の議決が得られなかったときは無効となるものとし、一切の責任を甲は負わないものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※ 売払金額 〕円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〔※ 売払金額の10パーセント以上の金額〕円を甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、本書が本契約として効力を生じない場合には、甲は乙に返還するものとする。この場合、契約保証金を民法557条に規定する手付と解さないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払方法）

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金額〔※ 売払金額から契約保証金を差引いた金額〕円をこの契約の効力発生後30日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済みの売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙

に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金〔※ **売払金額の30パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※ **売払金額の10パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(現状回復及び返還金等)

第16条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

4 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第20条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地

半田市

代表者 半田市長 久 世 孝 宏 印

乙 買受人 住所

〔※ 落札者 〕

氏名 印

売買物件（土地）の表示

所在地番	地 目	登記面積(㎡)	実測面積(㎡)
半田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇			

土 地 売 買 契 約 書 (案) (一括支払)

売出人半田市（以下「甲」という。）と買受人〔※ 落札者 〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※ 売払金額 〕円とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、前条の売買代金を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第6条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第8条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡

しがこの契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

- 3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済みの売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔※ **売払金額の30パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

- 2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※ **売払金額の10パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ

とができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（現状回復及び返還金等）

第15条 乙は、甲が第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

4 甲は、第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

（返還金の相殺）

第17条 甲は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第19条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地

半田市

代表者 半田市長 久世孝宏 印

乙 買受人 住所

〔※ 落札者 〕

氏名

印

売買物件（土地）の表示

所在地番	地目	登記面積(㎡)	実測面積(㎡)
半田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇			

土 地 売 買 契 約 書 (案) (契約保証金)

売出人半田市（以下「甲」という。）と買受人〔※ 落札者 〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※ 売払金額 〕円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〔※ 売払金額の10パーセント以上の金額〕円を甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払方法）

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金額〔※ 売払金額から契約保証金を差引いた金額〕円をこの契約締結後30日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、

当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済の売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金〔※ 売払金額の30

パーセントの金額] 円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※ 売払金額の10パーセントの金額] 円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(現状回復及び返還金等)

第16条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のま

ま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

4 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第20条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地

半田市

代表者 半田市長 久 世 孝 宏 印

乙 買受人 住所

〔※ 落札者 〕

氏名 印

売買物件（土地）の表示

所在地番	地 目	登記面積(㎡)	実測面積(㎡)
半田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇			